

令和6年度長野県スポーツ少年団市町村事務担当者会議

日 時：令和6年5月2日（木）

午後2時から

開催形態：オンライン

○ 会 議 事 項

- (1) 令和5年度長野県スポーツ少年団顕彰について
- (2) 令和6年度以降のスポーツ少年団登録について
- (3) スポーツ少年団登録事務について
- (4) 令和6年度長野県スポーツ少年団事業について（別紙）
- (5) 市町村スポーツ少年団組織拡充事業について
- (6) 地域スポーツ団体組織基盤強化支援事業について
- (7) 長野県スポーツ少年団競技別交流大会について

令和5年度長野県スポーツ少年団顕彰受賞者

1、単位団表彰

番号	市町村名	単 位 団 名	活動種目	代表指導者	設置年		指導者数	団 員			
								小学生	中学生	高校生 以上	計
1	安曇野市	穂高キッズバレーボールクラブスポーツ少年団	バレーボール	森 哲夫	1999年	9月	4	23	0	0	23
2	佐久市	白田少年剣道クラブスポーツ少年団	剣道	小金澤茂喜	2005年	4月	3	11	1	0	12
3	佐久市	浅科ミニバスケットスポーツ少年団	ミニバスケット	西村 保孝	2004年	4月	3	11	0	0	11
4	塩尻市	塩尻サッカースクール	サッカー	軽部 俊幸	1970年	4月	4	46	0	0	46
5	塩尻市	吉田スポーツ少年団	軟式野球	百瀬 純	1974年	4月	4	28	0	0	28
6	飯山市	飯山市ミニバスケットボールスポーツ少年団	バスケットボール	手塚 貴	2009年	6月	4	36	0	0	36
7	茅野市	茅野陸上クラブスポーツ少年団	陸上	篠原 克修	2000年	4月	3	11	0	0	11

2、指導者表彰

番号	市町村名	氏 名	所 属 単 位 団	指導歴	資 格
1	駒ヶ根市	高坂 弘樹	駒ヶ根市陸上 スポーツ少年団	10	アスレティックトレーナー
2	小諸市	笈花 篤史	わんぱくキッズ スポーツ少年団	11	スポーツリーダー
3	佐久市	小金澤 茂喜	臼田少年剣道クラブ スポーツ少年団	18	剣道コーチ1
4	佐久市	西村 保孝	浅科ミニバスケット スポーツ少年団	20	スポーツリーダー
5	中野市	和田 健一	中野市空手道 スポーツ少年団	40	コーチングアシスタント
6	小布施町	神田 豪	小布施町剣道 スポーツ少年団	15	スポーツリーダー
7	塩尻市	山本 忠美	塩尻市剣道 スポーツ少年団	10	スポーツリーダー
8	茅野市	辰野 誠一	茅野市バドミントン スポーツ少年団	19	コーチングアシスタント
9	松本市	青木 洋美	なぎなた田川 スポーツ少年団	23	なぎなたコーチ1
10	松本市	山本 晃	松本ヴィガエンジェルス スポーツ少年団	20	バレーボールコーチ1
11	松本市	降旗 徳行	松本ミニバスケットボール スポーツ少年団	25	JBA公認指導者 (C級以上)
12	伊那市	伊藤 淳	伊那中部 スポーツ少年団	11	スポーツリーダー

長野県スポーツ少年団顕彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長野県スポーツ少年団規程第4条第1項第6号に基づくスポーツ少年団の顕彰についての必要な事項を定める。

(顕彰の形式)

第2条 顕彰は、長野県スポーツ少年団本部長名をもって行い、表彰状及び感謝状とする。

(顕彰の基準)

第3条 この顕彰は、次の各号に該当するものについて行う。

- (1) 永年にわたり、スポーツ少年団の発展に貢献し、特に顕著な功績のあるスポーツ少年団(単位団)を表彰する。
- (2) 永年にわたり、スポーツ少年団の指導・育成に貢献し、特に顕著な功績のある登録指導者および役員を表彰する。
- (3) その他、顕著な功績があるとして、長野県スポーツ少年団本部長が認めたものに対して感謝状を贈呈する。

(候補者の推薦)

第4条 候補者の推薦は、別に定める様式により、市町村スポーツ少年団本部長が所定の期日までに長野県スポーツ少年団本部長あてを行う。ただし、第3条第1項第3号については長野県スポーツ少年団常任委員会の推挙による。

(表彰者の決定)

第5条 表彰者の決定は、長野県スポーツ少年団常任委員会にて行う。

(要綱の変更)

第6条 この要綱は、長野県スポーツ少年団常任委員会の決議により改正することができる。

附則1 本要綱は平成元年4月1日から施行する。

2 本要綱施行にあたり、別に施行基準を設ける。

3 要綱改正経過 平成23年4月26日 一部改正

4 要綱改正経過 令和2年4月22日 一部改正

長野県スポーツ少年団顕彰要綱施行基準

この施行基準は、長野県スポーツ少年団顕彰要綱施行にあたっての必要事項について定める。

1 (顕彰の形式)

- (1) 第3条第1項第1号は、表彰状を授与する。
- (2) 第3条第1項第2号は、表彰状を授与する。
- (3) 第3条第1項第3号は、感謝状を授与する。

2 (顕彰の基準)

- (1) 第3条第1項第1号の対象は、次の事項を満たす単位団とする。
 - 1) 10年以上継続して登録していること。
 - 2) 登録者及び母団の活動が活発であること。
 - 3) 団員の活動が活発で、異年齢団で構成していること。
- (2) 第3条第1項第2号の対象は、次のとおりとする。
 - 1) 10年以上継続して登録している指導者。
 - 2) 5年以上継続して登録している県および市町村役員。

3 (顕彰の数)

各市町村スポーツ少年団における前年度登録実績から原則として次のように定める。

(1) 第3条第1項第1号のスポーツ少年団単位団

単位団数	20まで	1団体以内
〃	21から40まで	2団体以内
〃	41以上	3団体以内

(2) 第3条第1項第2号の登録指導者

指導者数	50まで	1名以内
〃	50から100まで	2名以内
〃	101から200まで	3名以内

以上100名を超えるごとに1名を増やすことができる。

4 (候補者の推薦)

市町村スポーツ少年団は、第3条第1項第1号及び第3条第1項第2号については毎年1月末日までに、また、第3条第1項第3号については別に通知する期日までに所定の様式をもって、長野県スポーツ少年団本部長あて推薦する。

5 (表彰状及び感謝状の伝達)

表彰状及び感謝状の伝達は、市町村スポーツ少年団本部長に委任する。

附 則

施行基準改正経過	平成6年11月10日	一部改正
	平成16年3月22日	一部改正
	平成22年11月22日	一部改正
	令和2年4月22日	一部改正

○JSP0 公認スポーツ指導者資格の名称変更について

【JSP0 ホームページ「スポーツ指導者に関するお知らせ」より】

コーチングアシスタント資格の名称変更について

この度、コーチングアシスタント資格の名称については、下記のとおり 2024 年 4 月付登録期から変更いたします。

指導者マイページ上の資格名称は、システムメンテナンス終了後（2024 年 2 月に実施済み）に変更となっています。

この変更に伴い、運動部活動や地域連携・地域移行後の地域スポーツ活動におけるスポーツ指導に関する動画の視聴を一定期間内をお願いする予定です。

詳細につきましては、4 月中旬までに改めてご連絡いたしますので、ご理解賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、スポーツ少年団登録については、スポーツコーチングリーダーへ名称変更後も、2019 年度認定員登録者である方は、引き続き「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者」として登録が可能です。

■変更内容

○資格名称

【旧】 コーチングアシスタント ➡ 【新】 スポーツコーチングリーダー

○変更理由

- ・スポーツ指導者をめぐっては、大会や日常的な指導等の場における資格の取得義務付けや、運動部活動改革に関連し、資質能力を備えたスポーツ指導者の確保が喫緊の課題となっております。
- ・コーチングアシスタント資格は、JSP0 公認スポーツ指導者資格の基礎資格として「上位資格者を補佐する方」のための資格と位置づけているため、資格保有者やスポーツ現場の状況によっては、競技に特化した指導や、より専門性の高い指導においては、単独での指導が難しいと見なされる状況となっております。
- ・これらのことを踏まえ、コーチングアシスタント資格について、役割や養成講習会における講習内容の見直し（追加）を行い、資格名称を変更することにより、本資格に対する認識を改善するとともに、資格未保有者の受講を促進することで、運動部活動改革に関連した地域等におけるスポーツ活動において、安全・安心で基礎的なスポーツ指導や運営にあたることのできるスポーツ指導者の増加・確保に寄与してまいります。

■登録証について

【カード型登録証】※発行を希望された方のみ資格登録・更新手続き時に送付
新たな資格名称での発行は 2024 年 4 月付登録以降、それぞれの資格更新手続きにあわせて対応するため、次回の資格更新までは、お手元の登録証をご使用ください。

【電子登録証】

指導者マイページにログイン後、画面右上に表示される登録証アイコンをクリックすると、新たな資格名称で表示されます（※）ので、ぜひご利用ください。

JSPO 公認スタートコーチ(ジュニア・ユース)養成の基本方針

2024年1月

1. スポーツ少年団指導者養成の課題と今後の方針

<スタートコーチ(スポーツ少年団)の課題[令和2(2020)年度～令和5(2023)年度]>

- スタートコーチ(スポーツ少年団)は、“スポーツ少年団内のみで通用する資格ではなく、広くスポーツ界で通用する公認スポーツ指導者資格を保有すること”が望ましいとして令和2(2020)年度から養成を開始した。その特徴は、スポーツ少年団員の年齢層となるジュニア・ユース期のスポーツ活動で配慮すべき項目がカリキュラムに含まれていることにある。こうしたカリキュラムは、スポーツ少年団指導者のみならず、ジュニア・ユース期のスポーツ指導に関わるすべての人が学ぶことが期待されるが、資格の名称を「スポーツ少年団」としていることが、スポーツ少年団登録者(登録希望者)以外の受講をしにくい状況にしている。
- スポーツ少年団の指導者は保護者が担うことも多く、長期的な指導活動を想定していない場合も多いため、資格の取得に係る費用が経済的な負担であるとの声が上がっている。

<スポーツ少年団の今後の方向性>

- スポーツ少年団では「スポーツ少年団改革プラン 2022」を策定し、「日本のジュニア・ユーススポーツの中核組織(統括組織)へ拡充」することを目指しており、他の地域で活動する組織・団体との連携(総合型地域スポーツクラブとの登録制度上の統合など)、NFのジュニア・ユース部門との連携などに取り組むこととしている。また、スポーツ少年団の理念・各綱領を進化させた「ジュニア・ユーススポーツ憲章(仮)」の策定を目指している。
- スポーツ少年団が、部活動の地域移行・連携の運営団体・実施主体として期待されており、スポーツ少年団の枠を超えて地域で活躍できる人材(資質能力を備えた指導者)を育成することが必要となる。

<スタートコーチ(ジュニア・ユース)の基本方針[令和6(2024)年度～]>


- スタートコーチ(スポーツ少年団)の資格名称、一部カリキュラム内容を変更することで、スポーツ少年団未登録チーム関係者や総合型クラブ関係者のような方も受講をしやすいとする。
- 受講者の負担を軽減する。
 - ・ 受講料の減額(R4年度スタートコーチ(スポーツ少年団)養成講習会受講料の平均額約3,500円、別途テキスト代2,200円)
 - ・ 時間的にコンパクトな集合講習
 - ・ オンデマンド動画教材等を活用した自宅学習
- 資格名称の変更に伴い、既に資格が認定されている者、講習会を修了している者に対して追加のカリキュラム受講や補講等を行わない。
- スポーツ少年団の「指導者」登録においては、公認スタートコーチ(スポーツ少年団)資格と同様に、公認スタートコーチ(ジュニア・ユース)資格の取得により「理念を学んだ指導者」として登録できる。

2. 資格名称変更の取り扱い(予定)

令和 6(2024)年 4 月 1 日付の資格登録期及び令和 6(2024)年度養成講習会から、「スタートコーチ(スポーツ少年団)」の資格名称を、「スタートコーチ(ジュニア・ユース)」に変更する。これまでスタートコーチ(スポーツ少年団)として養成・認定をしてきた方については、以下の取り扱いとする。

(1) 既にスタートコーチ(スポーツ少年団)として認定されている方(以下①②)

- ① 令和 4(2022)年度までにスタートコーチ(スポーツ少年団)養成講習会を受講・修了し、同資格が認定された方
- ② 令和 4(2022)年度までに、シニア・リーダーのスタートコーチ(スポーツ少年団)養成講習会の受講免除申請を行い、同資格が認定された方

<p><指導者マイページ(*)上の資格情報の表示> 2月5日(月)~15日(木)実施予定のシステムメンテナンス終了後、「スタートコーチ(ジュニア・ユース)」という資格名称に切り替わる。</p> <p><カード型登録証></p> <ul style="list-style-type: none">● 個々の資格更新時期に合わせて、「スタートコーチ(ジュニア・ユース)」の資格名称が記載されているカード型登録証に切り替わる(資格更新手続き完了後、当該登録証が届く)。● 上記の切り替えまでの期間、「スタートコーチ(スポーツ少年団)」表記のカード型登録証の保有者であっても、「スタートコーチ(ジュニア・ユース)」認定者として扱う。 <p>※ カード型登録証は、元々、希望者のみに発行している。</p> <p>※ 個々の資格更新時期を待たずに、新資格名称が記載されたカード型登録証の再発行を希望する方は、有料での対応となる。</p> <p>※ 指導者マイページにて表示可能な電子登録証は、2 月のシステムメンテナンス終了後に新資格名称に切り替わる。</p> <p><周知> 上記内容について、JSPO から(1)の対象者に、1月31日(水)にメールにてお知らせする。</p>	<p>資格情報</p> <p>▶資格情報の見方</p> <p>スタートコーチ(ジュニア・ユース)</p>  <table border="1"><tr><td>資格状態</td><td>有効</td></tr><tr><td>有効期限</td><td>2027.09.30</td></tr><tr><td>更新研修</td><td>未受講</td></tr></table>	資格状態	有効	有効期限	2027.09.30	更新研修	未受講
資格状態	有効						
有効期限	2027.09.30						
更新研修	未受講						

(2) これからスタートコーチ(スポーツ少年団)として認定される予定だった方(以下①②)

- ① 令和 5(2023)年度中にスタートコーチ(スポーツ少年団)養成講習会を受講・修了し、令和 6(2024)年 10 月 1 日付登録手続き対象となる方 ※令和 4(2022)年度に同講習会を受講・修了したが、登録手続き未完了の方を含む(令和 6(2024)年 4 月 1 日付登録手続き対象者を含む)
- ② 令和 5(2023)年度に、シニア・リーダーのスタートコーチ(スポーツ少年団)養成講習会の受講免除申請をし、令和 6(2024)年 10 月 1 日付で同資格の登録手続き対象となる方

<p><指導者マイページ(*)上の資格情報の表示> 登録手続きの開始時期(令和 6(2024)年 4 月 1 日付対象者は 2 月末、同年 10 月 1 日付対象者は 7 月末)までに登録対象資格として表示される資格名称が「スタートコーチ(ジュニア・ユース)」となる。</p> <p><カード型登録証> 上記資格登録手続き完了後、「スタートコーチ(ジュニア・ユース)」表記のカード型登録証が届く。</p> <ul style="list-style-type: none">※ カード型登録証は、希望者のみに発行される。※ 指導者マイページにて表示可能な電子登録証は、資格認定日以降に表示される。 <p><周知> 上記内容について、JSPO から(2)の対象者に、2 月末または 7 月末から送付予定の資格登録手続きの案内(メールおよび郵送物)にてお知らせする。</p>
--

(*)指導者マイページは、公認スポーツ指導者資格の取得希望者や資格保有者が、インターネット上で養成講習会の申し込みや登録情報の確認・変更、資格の登録・更新手続きを行うことができる無料のインターネットサービスのこと。

3. スタートコーチ(ジュニア・ユース)の資格・カリキュラム・養成講習会のコース設定

(1) 資格概要

資格名称:	スタートコーチ(ジュニア・ユース)
養成団体:	公益財団法人日本スポーツ協会 日本スポーツ少年団 各都道府県体育・スポーツ協会 都道府県スポーツ少年団 ※必要に応じ、市区町村スポーツ少年団を加えることができる。ただし、委託コースに限り、経理処理の関係上市区町村スポーツ少年団への再委託は不可とする。
養成目的:	ジュニア・ユース期のスポーツ指導において、スポーツ少年団のみならず、総合型地域スポーツクラブ、学校運動部活動等の地域スポーツで活躍できる人材(資質能力を備えた指導者)を育成する。
役割:	スポーツ少年団・総合型地域スポーツクラブ・学校運動部活動等において、必要最低限度の知識・技能に基づき安全で効果的な活動を提供する。
受講条件:	<ul style="list-style-type: none"> ● 満 18 歳以上(受講年度の 4 月 1 日現在) ● インターネットサービス「指導者マイページ」から申込ができる者
受講対象:	<ul style="list-style-type: none"> ● スポーツ少年団関係者 ● スポーツ少年団未登録スポーツチーム(民間スポーツクラブ・運動部活動指導者含む)関係者 ● 総合型クラブ関係者 など地域スポーツにおいてジュニア・ユース世代の指導活動を予定している方
カリキュラム:	<ul style="list-style-type: none"> ● 共通科目スタート 15h 以上 ● 専門科目 4h 以上 ※他の JSPO 有資格者等に対してプログラムの受講免除は行わない。
講習形態:	オンライン学習(講義動画の視聴+検定試験)、集合学習(原則対面※) <ul style="list-style-type: none"> ● 教材を用いた自宅学習 :9.1h 以上 ● オンライン学習(講義動画の視聴+検定試験) :6.4h 以上 ● 講義総括(原則対面) :1.5h 以上 ● グループワーク(原則対面) :2.0h ※下記(3)コースの設定「講習形態」参照 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 20px;">集合学習</div>
受講料等:	<ul style="list-style-type: none"> ● 0 円(徴収しない)、または必要に応じて養成団体にて設定する。 ※下記(3)コースの設定「受講料」参照(委託コースと独自コースで対応が異なる。) <ul style="list-style-type: none"> ● 受講料とは別に、1 人あたり 3,300 円が必要 ※内訳:オンライン学習利用料(1,100 円) 教材費[リファレンスブック(スタートコーチ)+専門科目テキスト=2,200 円]
受講期間:	1 年間
修了条件:	各都道府県スポーツ少年団及び JSPO において審査*を行い、合格した受講者を「公認スタートコーチ(ジュニア・ユース)養成講習会修了者」として認める。 ※検定試験の結果の他、受講態度が著しく悪い、「公認スポーツ指導者育成基本方針」「公認スポーツ指導者育成の3つの方針(3ポリシー)と到達水準」「スポーツ少年団の理念」に反する発言が見受けられるといった際は不合格とする場合がある。
登録料:	基本登録料 :10,000 円(4 年間) 初期登録手数料: 3,300 円(初回登録時のみ)
更新登録要件:	資格有効期限の 6 か月前までに、最低1回は、JSPO(都道府県スポーツ協会が実施する研修会を含む)が実施する(認める)研修を受けなければならない。

※受講者・資格保有者の管理は、従前同様、公認スポーツ指導者管理システムにて行う。

(2) スタートコーチ(ジュニア・ユース)専門科目カリキュラム(仮)

- スタートコーチ(スポーツ少年団)から大きく変わるものではなく、スポーツ少年団の理念の学習を、今後、日本スポーツ少年団が策定を目指している「ジュニア・ユーススポーツ憲章(仮)」の学習に置き換えるものとする(※)。

1.ジュニア・ユーススポーツの理念と意義(※)
(1)ジュニア・ユーススポーツの理念・意義 (2)ジュニア・ユーススポーツ組織と運営
2.ジュニア・ユース期のスポーツ指導
(1)発育・発達に合わせた指導 (2)アクティブ チャイルド プログラム(JSPO-ACP) (3)運動適性テストII
3.安全・安心なスポーツ環境の整備
(1)リスク管理 (2)反倫理的行為の根絶

※「1.ジュニア・ユーススポーツの理念と意義」の具体的な内容は別添資料参照

(3) コースの設定

- 令和 6(2024)年度は国庫補助事業として実施を予定しているため、各都道府県スポーツ少年団では「委託コース」と「独自コース」のどちらかを選択し養成講習会を実施する。
- 委託コース…JSPO からの委託金にて開催する(委託金額、対象経費の内容等は別途定める)。
※1 コースあたりの委託金の上限金額の設定はなし。
- 独自コース…各都道府県スポーツ少年団の自己財源にて開催する。

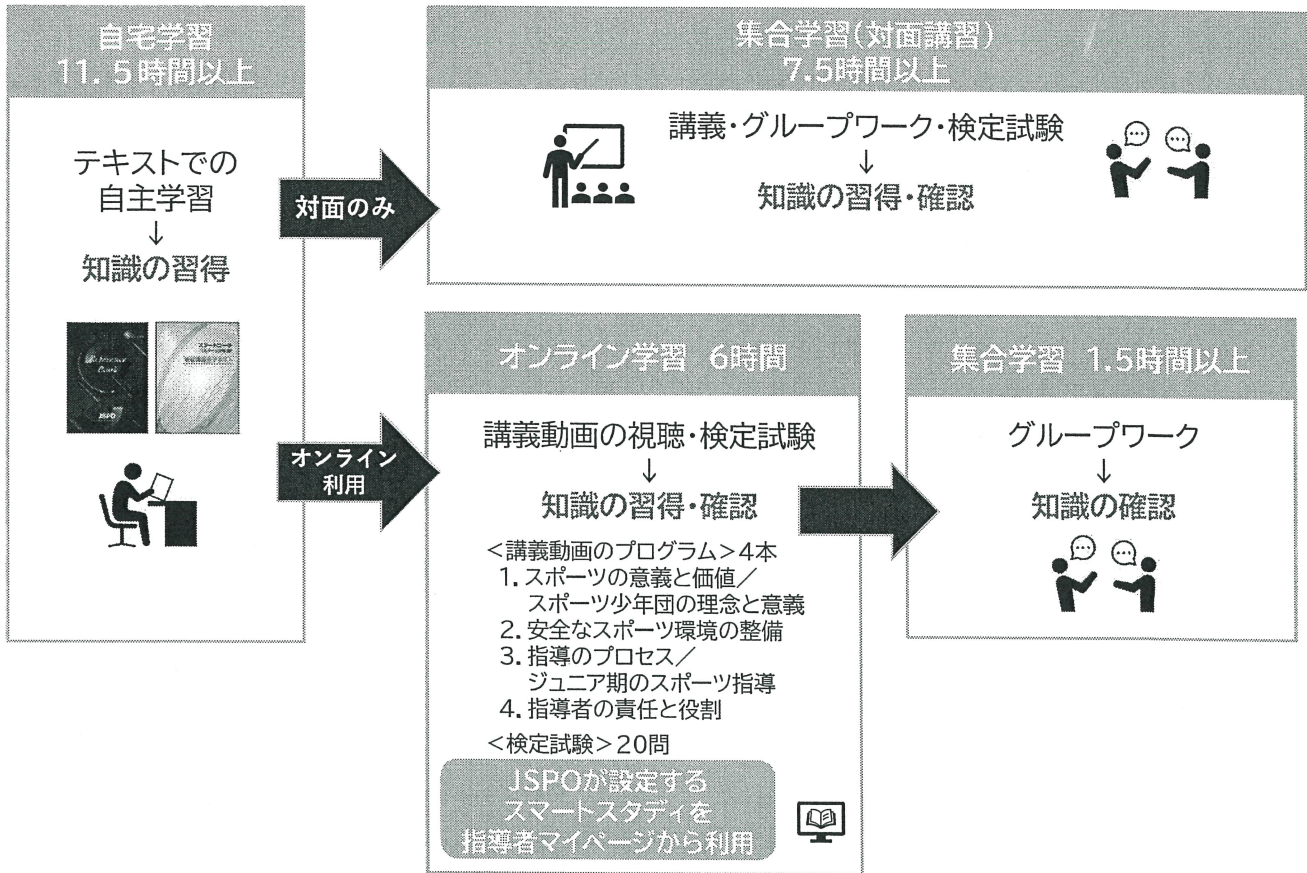
	委託コース	独自コース
コース数:	全体での実施数の上限あり	上限なし
受講対象者:	資格概要に示す者を対象として受講者の募集をする。	資格概要に示す者を対象とするが、スポーツ少年団関係者に限定して実施するなど の制限を加えることも可能。
教材費等:	オンライン学習利用料(1,100 円)+教材費 [※] (2,200 円)=3,300 円 ※リファレンスブック(スタートコーチ)+専門科目テキスト	
受講料:	0 円(徴収しない)	各都道府県スポーツ少年団にて自由に設定
受講申込:	いずれも指導者マイページからの申込	
受講管理:	指導者管理システムにて都道府県スポーツ少年団および JSPO が管理	
各種料金 集金:	いずれも養成団体が行い、オンライン学習利用料と教材費を合算して各都道府県スポーツ少年団から JSPO へ振込	
事務手続き:	「運営マニュアル」と「委託経理処理に関する基準要項」に基づく	「運営マニュアル」に基づく
事前申請:	所定様式による実施計画書(日程、講師等)、予算書の提出が必要。JSPO で精査 ^{※1} する。	不要
事後報告:	所定の様式による実施報告書(日程、講師等)、決算書、判定結果報告書の提出が必要。JSPO で精査 ^{※1} する。	所定の様式による実施報告書(日程、講師等)、判定結果報告書の提出が必要(決算書の提出は不要)。JSPO で確認 ^{※2} する。

講習形態:	<p>いずれもオンライン学習(講義動画の視聴+検定試験)、集合学習(原則対面※)</p> <p>※集合学習について 各都道府県スポーツ少年団全体で複数コースを実施する場合、そのうち1コースのみ集合学習をオンラインで実施することができる。ただしその1コースは、<u>独自コースとして実施する。</u></p> <p>(例:県内で5コースの実施を予定し、そのうちオンラインの集合学習を1コース実施したい場合⇒その1コースは独自コースとして実施し他4コースは委託または独自コースとして実施する。)</p>
-------	---

※1 予算書、決算書、証拠書類、プログラムの時間、講師、講師配置人数等を JSPO にて精査する。

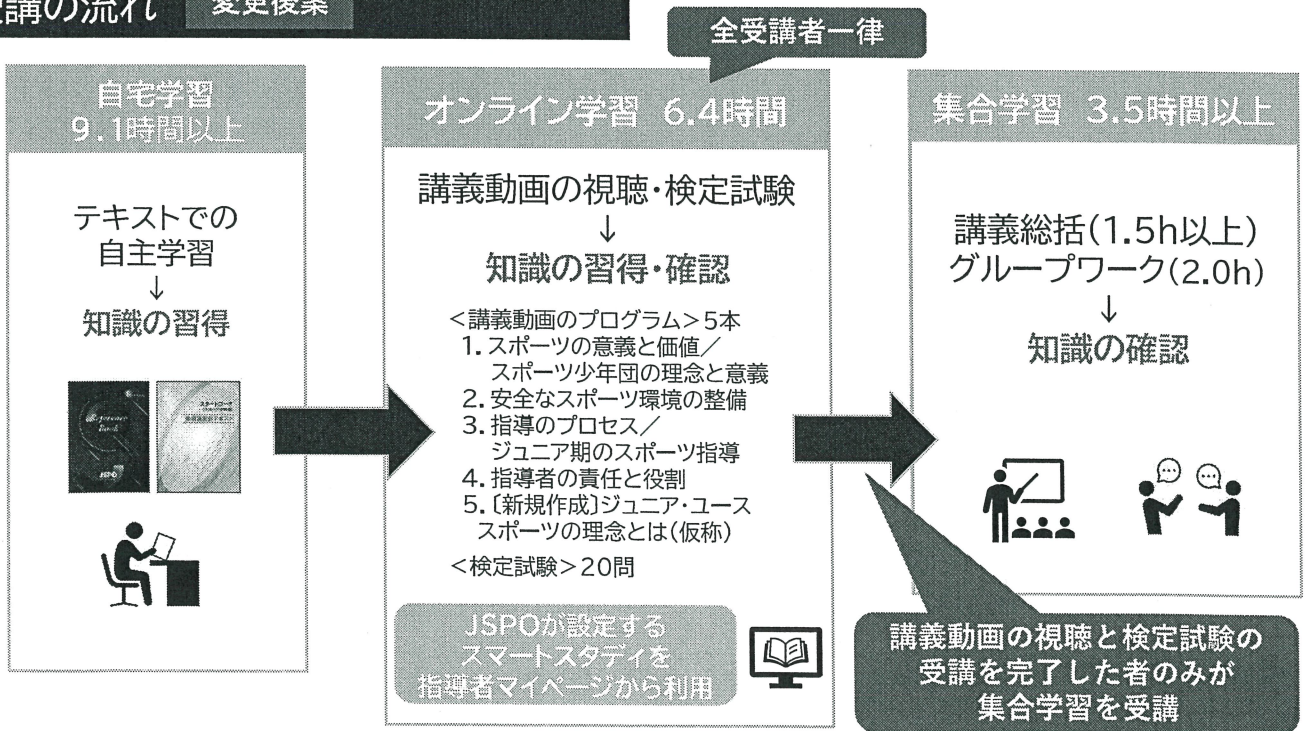
※2 プログラムの時間、講師、講師配置人数等を JSPO にて確認する。

受講の流れ 現行



1

受講の流れ 変更後案



2

- 講義・検定試験は(委託・独自コース問わず) 全受講者一律オンライン学習とする
- 集合学習時に講義総括を設ける(1.5時間以上)
- グループワークの時間は現行の1.5時間⇒2時間とする
- JSPO有資格者等が本養成講習会を受講する際の受講科目やグループワークの免除は行わない(これまででは一部科目とグループワークの免除を都道府県にて判断が可能)

養成講習会日程（対面）の主な変更点（予定）

現行

※終日の研修が必要

9:00	ガイダンス【20分】
9:20	スポーツの意義と価値／スポーツ少年団の理念と意義【90分】
10:50	安全なスポーツ環境の整備【90分】
12:20	昼食・休憩【60分】
13:20	指導のプロセス／ジュニア期のスポーツ指導【90分】
14:50	指導者の責任と役割【60分】
15:50	グループワーク【90分】
17:20	振り返り(検定試験)【30分】
17:50	ガイダンス【20分】
18:10	終了

変更後案

※最短半日の研修で終了
【委託・独自コース共通】

9:00	ガイダンス【20分】
9:20	講義総括【90分以上】 ⇒講義総括の内容や実施方法は別途定める
10:50	グループワーク【120分】 ⇒講師の配置人数およびテーマは別途定める
12:50	ガイダンス【10分】
13:00	終了

3

養成講習会開催概要の主な変更点（予定）

	現行	変更後(2024年4月～)
開催期間	当該年度4月1日より2月28日までとする。	<ul style="list-style-type: none"> ●【委託】当該年度4月1日から1月31日までとする。 ●【独自】当該年度4月1日から2月28日までとする。
実施主体	各都道府県体育・スポーツ協会都道府県スポーツ少年団※必要に応じ、市区町村スポーツ少年団を加えることができる。	<ul style="list-style-type: none"> ●【委託・独自共通】各都道府県体育・スポーツ協会都道府県スポーツ少年団 ※【委託・独自共通】必要に応じ、市区町村スポーツ少年団を加えることができる。 ※【委託】経理処理の関係上市区町村スポーツ少年団への再委託は不可とする(国庫補助事業として実施を予定しているため)。
実施方法	原則対面とする。都道府県の判断によりオンラインでの実施も認める。	<ul style="list-style-type: none"> ●【委託・独自共通】オンライン学習(講義動画の視聴+検定試験)、集合学習(原則対面※) ※各都道府県スポーツ少年団全体で複数コースを実施する場合、そのうち1コースのみ集合学習をオンラインで実施することができる。ただしその1コースは、独自コースとして実施する。
受講条件・対象者	年齢のみ設定 (受講年度4月1日時点で18歳以上)	<ul style="list-style-type: none"> ●【委託・独自共通】年齢(受講年度4月1日時点で18歳以上) ●【委託】スポーツ少年団関係者以外も幅広く受け入れる。 ●【独自】受講対象者をスポーツ少年団関係者に限定して実施するなどの制限を加えることも可能とする。
受講にかかる受講者の負担経費(税込)	<ul style="list-style-type: none"> ●教材費:2,200円 ※都道府県スポーツ少年団にて取りまとめ、JSPOに支払う。 ●受講料:各都道府県にて自由に設定 ●スマートスタディ利用料:550円 ※都道府県スポーツ少年団が利用コース分を取りまとめ、JSPOに支払う。 	<ul style="list-style-type: none"> ●教材費:2,200円【委託・独自共通】 ※都道府県スポーツ少年団にて取りまとめ、JSPOに支払う。 ●受講料: ※【委託】徴収しない。 ※【独自】都道府県スポーツ少年団にて自由に設定。 ●オンライン学習利用料:1,100円【委託・独自共通】 ※都道府県にて取りまとめ、JSPOに支払う。
事前申請書類	なし	<ul style="list-style-type: none"> ●【委託のみ】実施計画書(日程、講師等)、予算書 ⇒全てJSPOにて精査を行う。
事後報告書類	判定結果報告書	<ul style="list-style-type: none"> ●【委託・独自共通】判定結果報告書、実施報告書(日程、講師等)、【委託のみ】決算書 ⇒【委託】全てJSPOにて精査、【独自コース】全てJSPOにて確認を行う。
都道府県が実施するプログラム内容	①講義【330分】 ②グループワーク【90分】 ③検定試験【30分】	【委託・独自共通】 ①講義総括【90分以上】 ②グループワーク【120分】

4

【New】専門科目カリキュラムの変更（予定）

	現行	変更後(2024年4月～)【委託・独自コース共通】
カリキュラム	1.スポーツ少年団の理念と意義 (1)スポーツ少年団の理念・意義 (2)日本スポーツ少年団指導者綱領・団員綱領 2.ジュニア・ユース期のスポーツ指導 (1)発育・発達に合わせた指導 (2)アクティブ チャイルド プログラム (JSPO-ACP) (3)運動適性テストⅡ 3.安全・安心なスポーツ環境の整備 (1)リスク管理 (2)反倫理的行為の根絶	1.ジュニア・ユーススポーツの理念と意義 (1)ジュニア・ユーススポーツの理念・意義 (2)ジュニア・ユーススポーツ組織と運営 2.ジュニア・ユース期のスポーツ指導 (1)発育・発達に合わせた指導 (2)アクティブ チャイルド プログラム (JSPO-ACP) (3)運動適性テストⅡ 3.安全・安心なスポーツ環境の整備 (1)リスク管理 (2)反倫理的行為の根絶
テキスト	(共通科目)リファレンスブック スタートコーチ (専門科目)専門科目テキスト	変更なし(令和6(2024)年度限定措置、令和7(2025)年度も含まれる可能性あり) ※テキストの表紙の資格名等細かい点は事務局にて調整

「1.ジュニア・ユーススポーツの理念と意義」の学び

考え方	今後策定するジュニア・ユーススポーツ憲章に合わせて、カリキュラムの再編成を行う予定 令和6(2024)年度(令和7(2025)年度も含まれる可能性あり)は、テキスト・講義動画に基づきスポーツ少年団の理念・意義の学習と併せて、別に作成する以下動画の視聴により学ぶことを想定
内容(案)	動画タイトル:「ジュニア・ユーススポーツの理念とは(仮称)」 時間:15分～20分(最大でも25分以内) 構成:[導入]ジュニア・ユーススポーツ憲章の策定に向けて ・スポーツ少年団の理念を進化させジュニア・ユーススポーツ憲章を策定することの紹介 ・スポーツ少年団の理念の他に存在するスポーツや子どもに関する方針を紹介 [本題]日本ユニセフ協会策定の「子どもの権利とスポーツの原則」の説明 [結語]まとめ ※動画作成にあたっては、日本ユニセフ協会に協力を仰ぎ、事務局にて対応する予定

5

【New】講義総括の運営（予定）

■実施目的・・・受講者の学びをより深め、知識の定着を促進するため、オンライン学習内容の振り返りや、オンライン学習内容と実施するグループワークのテーマとのつながり等を説明する。

	変更後(2024年4月～)【委託・独自コース共通】
講師の配置	講師※ ¹ 1名以上が担当
時間	講義総括[90分以上] ※時間配分は、各都道府県スポーツ少年団と担当講師にて相談の上決定する。 (例:内容Aのみ90分/内容A60分+内容B30分/内容A80分+内容B20分)
内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 内容A(必須):グループワークへの導入[目安60分以上]※² オンライン学習内容の振り返りや、オンライン学習内容と実施するグループワークのテーマとのつながり等を説明する。 ● 内容B(任意):上記Aに加え、下記例を参考に各都道府県スポーツ少年団にて、スポーツ少年団をはじめとして子どもたちを指導する者に理解してほしいテーマを設定の上実施することも可能(講義として実施すること、事務連絡程度は不可)。 【テーマ例】 <ol style="list-style-type: none"> ① 各都道府県内のスポーツ少年団関連事業や取り組みに関する情報提供(指導者・リーダー養成、国内・国際交流事業等) ② スポーツ少年団の理念に関する補足説明 ※専門科目テキストや、スポーツ少年団に関する資料(ガイドブック等)の活用 ③ 「NO!スポハラ」活動について [https://www.japan-sports.or.jp/spohara/] ④ ワークブック「ケーススタディから考えるグッドコーチング」(講習会テキストに同封の上送付している) [https://www.japan-sports.or.jp/coach/tabid1402.html] ⑤ 子どもの権利とスポーツの原則(ユニセフ)について [https://childinsport.jp/] ⑥ 学校部活動の地域移行・連携について ⑦ スポーツ団体ガバナンスコード(一般スポーツ団体向け)について ⑧ アクティブ チャイルド プログラム(JSPO-ACP)について
実施方法	各都道府県スポーツ少年団と担当講師にて相談の上決定する。 ※オンライン学習内容の振り返りや情報提供が主な目的であるため、一方向形式を基本とするが、受講者同士での意見交換の場を一部設けるなどの方法も可能。

※¹講師は「スタートコーチ(スポーツ少年団)インストラクター」、「国・公・私立の大学、短期大学における教育実績を持つ者」、「社会体育系専門学校等における教育実績を持つ者」、「中・高等学校における体育教員としての教育実績を持つ者」および「公益財団法人日本スポーツ協会が認めた「コーチデベロップ(コーチ育成者)」に該当する者が務める。

※² JSPOにて、既存の講師用教材に、受講者へ最低限伝えていただきたい観点を追加する(従前同様、都道府県スポーツ少年団を介して講師に配付)。6

グループワーク運営の主な変更点（予定）

- 実施目的・・・受講者の学びをより深め、知識の定着を促進するため、オンライン学習の内容を踏まえたテーマについてグループワークを行う。

	現行	変更後(2024年4月～)【委託・独自コース共通】
講師の配置	ファシリテーターの配置は義務付けない	<ul style="list-style-type: none"> ● ファシリテーターとして最低1名の講師※¹を必置とする。 【推奨】 受講者の支援体制を強化し、講習会の質の担保・向上を図るために、複数講師の配置をする【目安:参加者15名(5名×3グループ)に対して1名】。 <ul style="list-style-type: none"> ● 複数講師は、「※¹」に該当する者を前提とするが、人数が確保できない場合は、「※¹」に該当しない者（JSPO公認スポーツ指導者資格保有者または、日本スポーツ少年団シニア・リーダー資格保有者に限る）を配置することも可能とする。
時間	グループワーク【90分】	グループワーク【120分】
テーマ	以下2つのテーマで実施する。 テーマ1:スポーツ少年団に入団する団員やその保護者は、スポーツ少年団に何を求めて入団するのでしょうか？ テーマ2:スポーツ少年団に入団する団員やその保護者がスポーツ少年団に求めることをふまえ、スポーツ少年団の指導者は、どのような役割を担うべきでしょうか？(どのような指導者になるべきでしょうか？)	以下テーマから最低2つを各都道府県スポーツ少年団で選択し実施する。 なお、1テーマにつき約60分を目安とする。 【テーマ(案)】 ① スポーツ・ハラスメント(スポーツ現場での「暴力」、「暴言」、「ハラスメント」、「差別」など)に頼らず、子どもたちが安全・安心にスポーツを楽しむための指導には、どのような工夫があるでしょうか？ ② スポーツ現場において勝利至上主義に陥らないために、指導者は子どもや保護者へどのようなことを伝えていけばよいでしょうか？ ③ 発育発達段階にあるジュニア・ユース世代を指導対象とする場合、指導者はどのようなことに留意する必要があるでしょうか？ ④ 保護者や地域から信頼を得る指導や組織運営を行うために、指導者はどのようなことに気をつけたらよいでしょうか？ ⑤ 地域でスポーツをする子ども達やその保護者から指導者は何が求められ、どのような役割を担うべきでしょうか？(どのような指導者になるべきでしょうか？)。 ⑥ 「スポーツ少年団の理念」や「子どもの権利とスポーツの原則」を実現していくために指導者には具体的にどのような行動が必要でしょうか？(求められるでしょうか？)

※¹講師は「スタートコーチ(スポーツ少年団)インストラクター」、「国・公・私立の大学、短期大学における教育実績を持つ者」、「社会体育系専門学校等における教育実績を持つ者」、「中・高等学校における体育教員としての教育実績を持つ者」および「公益財団法人日本スポーツ協会が認めた『コーチデベロップパー(コーチ育成者)』」に該当する者が務める。

6長スポ第58号
令和6年4月25日

市町村スポーツ少年団 本部長 様

長野県スポーツ少年団
本部長 宮下 省二

令和6年度以降の単位スポーツ少年団登録について

平素はスポーツ少年団の事業推進、育成指導につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、すでにご案内のとおり、スポーツ少年団指導者制度の改定に伴う移行措置が終了し、令和6年度以降に単位スポーツ少年団の「指導者」として登録するためには、「JSP0公認スポーツリーダー」資格を除く、JSP0公認スポーツ指導者資格（JBA/JFAのC級コーチライセンス以上を含む）の保有が必須となりました。

JSP0公認スポーツリーダー資格保有者につきましては、令和5年11月30日までに※JSP0公認コーチングアシスタント（現スポーツコーチングリーダー）への資格移行が必要でしたが、申請手続きの不備等により、単位団としての登録に必要な指導者数を確保できなくなるという事案が生じております。

つきましては、こうした状況を踏まえ、長野県スポーツ少年団としての対応を下記のとおりとしますので、ご確認のうえ所属の単位団に周知いただきますようお願いいたします。

※令和6年4月から「JSP0公認コーチングアシスタント」は「JSP0公認スポーツコーチングリーダー」に名称が変更されました。

記

<令和6年度のスポーツ少年団登録について>

団員数及び指導者数が「スポーツ少年団登録規程施行細則」に定める人数に満たない場合でも、単位団としての登録を認めることとする。ただし、18歳以上の指導者、役員又はスタッフを1名以上配置すること。

なお、大会参加資格等については、各種大会の要項等に従うこととする。

<令和7年度以降のスポーツ少年団登録について>

別紙「スポーツ少年団の登録に関する運用要領」のとおりとする。

～上記対応の考え方～

令和6年度については、指導者不在による少年団登録の未更新を最小限にするため、規定の指導者数に満たない場合も単位団登録を認めることとする。ただし、単位団の代表者は年度内に少なくとも1名以上のスポーツ少年団の理念を学んだ指導者を確保する責任を負うものとし、令和7年度以降は「スポーツ少年団の登録に関する運用要領」を遵守することとする。

公益財団法人長野県スポーツ協会事務局 担当 滝澤
〒380-0872 長野市大字南長野字聖徳 545-1
TEL 026-235-3483 FAX 026-232-6528
E-mail takizawa-s@naganoken-sports.or.jp

スポーツ少年団の登録に関する運用要領

第1条 この要領は、スポーツ少年団登録規程施行細則第2条第3項に関する事項について、長野県スポーツ少年団の運用方針を定める。

第2条 単位スポーツ少年団の団員数が、やむを得ない理由により第2条第3項に定める人数に満たない場合は、単位スポーツ少年団の登録を認めるものとする。

第3条 更新登録単位スポーツ少年団の指導者数又はスポーツ少年団の理念を学んだ指導者数が、やむを得ない理由により第2条第3項に定める人数に満たない場合、1名のスポーツ少年団の理念を学んだ指導者がいる場合に限り、単位スポーツ少年団の登録を認めるものとする。この場合、単位スポーツ少年団の代表者は、次年度までに少なくとも1名のスポーツ少年団の理念を学んだ指導者を確保する責任を負うものとする。なお、原則として本措置は、当該単位スポーツ少年団に対して1年度限りの措置とする。

附則1 本要領は令和7年4月1日から施行する。

スポーツ少年団登録規程

- 第1条** この規程は、日本スポーツ少年団設置規程第4章第6条に基づき、スポーツ少年団・団員・指導者・役員およびスタッフの登録に関することについて定める。
- 第2条** 登録は、日本スポーツ少年団設置規程第2章の目的ののっとり、日本スポーツ少年団に加入することを目的として行うものとする。
- 第3条** 登録は、日本スポーツ少年団が別に定める要件を具備したものをもって、市区町村スポーツ少年団から都道府県スポーツ少年団を通じ、日本スポーツ少年団へ、各スポーツ少年団単位で申請する。
2. 前項の登録にあたっては、市区町村スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団および日本スポーツ少年団がそれぞれ別に定める登録料を納めるものとする。
- 第4条** 登録の有効期間は、登録の認定を受けた日から、その年度末日までとし、年度ごとにこれを更新する。更新の方法は前条に定めるところによる。
- 第5条** 日本スポーツ少年団は、第3条の定めにより登録を行ったスポーツ少年団・団員・指導者・役員およびスタッフに対し、次の手続きによる認定を行う。
- (1) 新規登録単位スポーツ少年団については団認定証と認定リボンを交付するとともに情報誌「Sport Japan」を送付する。また、単位スポーツ少年団旗を保持しなければならない。
 - (2) 更新登録単位スポーツ少年団については認定リボンを交付するとともに情報誌「Sport Japan」を送付する。
 - (3) 団員については団員章を交付する。
 - (4) 指導者については指導者章を交付する。
 - (5) 役員およびスタッフについては登録証を交付する。
- 第6条** 前条による登録の認定を受けたスポーツ少年団ならびに前条による登録の認定を受けた団員・指導者・役員およびスタッフ（以下「少年団登録者」という。）は、次に掲げる権利を有する。
- (1) 単位スポーツ少年団については市区町村スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団および日本スポーツ少年団が実施する諸活動に参加すること。ただし、当該事業の要項等により制限がある場合は除く。
 - (2) 公益財団法人日本スポーツ協会（以下「本会」という。）が所有するスポーツ少年団関係標章を使用すること。ただし、その使用にあたっては、本会が定める「スポーツ少年団関係標章の使用に関する規程」に基づき正しく使用すること。
- 第7条** 少年団登録者は、次の事項を遵守しなければならない。
- (1) スポーツ少年団の理念、日本スポーツ少年団団員綱領および日本スポーツ少年団指導者綱領に従って活動すること。
 - (2) 本会倫理規程を遵守するとともに、遵守事項に違反する行為（反倫理的行為）を行った疑いがあるときまたは当該行為を行った疑いがある者に関係するとみなされるときは、当該事案に関する調査に誠実に協力すること。
 - (3) 本会倫理規程および遵守事項に違反する行為（反倫理的行為）を発見したときは、これを是正するよう努めること。

第8条 少年団登録者が、本会登録者等処分規程第3条に違反する行為を行った疑いがあるときは、同規程に基づき対応を行うものとする。

2. 前項の対応を行った結果、当該少年団登録者の違反行為が明らかとなり、処分を行う必要があると判断された場合、当該少年団登録者を処分するものとする。

第9条 この規程に定めるほか、登録に関して必要な事項は、日本スポーツ少年団常任委員会の議を経て、別に定めることができる。

第10条 本規程の改定は、日本スポーツ少年団常任委員会の承認を得て変更することができる。

附則1 この規程は昭和61年4月1日から施行する。

附則2 この規程は平成元年4月1日から改定施行する。

附則3 この規程は平成22年6月9日から改定施行する。

附則4 この規程は平成27年11月9日から改定施行する。

附則5 この規程は平成30年4月1日から改定施行する。

附則6 この規程は令和元年5月31日に改定し、令和2年4月1日から施行する。

附則7 この規程は令和4年4月19日に改定し、令和5年1月1日から施行する。

スポーツ少年団登録規程施行細則

第1条 この細則は、スポーツ少年団登録規程第3条に関する事項について定める。

第2条 スポーツ少年団登録規程第3条に関しては次の通りとする。

1. 団員は、登録する年の4月1日現在満3歳以上とする。ただし満3歳以上小学生未満の者については、単位スポーツ少年団の活動内容・受入体制や当該者の体力・運動能力等を十分に考慮し、個別に対応するものとする。
2. 指導者は、登録する年の4月1日現在満18歳以上で、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格（以下「公認指導者資格」という。）保有者（ただし、スポーツリーダー資格のみを保有する者は除く。）とする。なお、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者の養成講習会を修了した者は、その翌年度の登録については、公認指導者資格の認定前であっても指導者として登録することができる。
3. 単位スポーツ少年団は、原則として別表に定めるとおり、団員10名以上と指導者2名以上で構成されるものとする。
4. 前項における指導者は、少なくともその2名以上をスポーツ少年団の理念を学んだ者（次のいずれかにあてはまる者）としなければならない。
 - (1) 令和元（2019）年度にスポーツ少年団認定育成員・認定員の資格を保有していた者
 - (2) スタートコーチ（ジュニア・ユース）資格保有者
 - (3) 令和元（2019）年度以前にシニア・リーダーとして資格認定され令和5（2023）年度まで引き続き登録を行っていた者
 - (4) 令和2（2020）年度以降にシニア・リーダーとして資格認定され資格が有効である者
5. 前項にかかわらず、新規登録単位スポーツ少年団については、初年度に限りスポーツ少年団の理念を学んだ者を必置とせず、次の（1）または（2）を満たせばよいものとする。
 - (1) スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者が1名の場合
この1名を除いた指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも1名が、当該年度内にスタートコーチ（ジュニア・ユース）養成講習会の受講を修了すること。
 - (2) スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者がいない（0名の場合）
指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも計2名が、当該年度内にスタートコーチ（ジュニア・ユース）養成講習会の受講を修了すること。
6. 指導者または登録する年の4月1日現在満18歳以上の役員およびスタッフのうち1名を代表者とする。なお、2団以上の代表者を兼ねることはできない。
7. 登録に関する手続きは、スポーツ少年団登録システムを用いて行うこととする。
8. 単位スポーツ少年団の登録にあたっては、毎年4月1日から7月31日までの期間中に、所属する市区町村スポーツ少年団に申請するものとする。
9. 市区町村スポーツ少年団は前項に規定する手続きを経た単位スポーツ少年団をとりまとめ、8月31日までの期間中に都道府県スポーツ少年団に、登録申請の届出を行う。また市区町村スポーツ少年団所属の役員およびスタッフの登録も同時に行うものとする。
10. 都道府県スポーツ少年団は、市区町村スポーツ少年団から届出のあった申請をとりまとめ、9月30日までに日本スポーツ少年団に登録申請の届出を行う。また都道府県スポーツ少年団所属の役員およびスタッフの登録も同時に行うものとする。
11. 日本スポーツ少年団への登録料は団員1名300円、指導者、役員およびスタッフ1名700円とする。

第3条 登録者の個人情報、公益財団法人日本スポーツ協会個人情報保護方針に基づき、日本スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団、市区町村スポーツ少年団等にて共同利用する。その他、個人情報取り扱いの詳細については、別途定める。

第4条 この細則は常任委員会の議決によって変更することができる。

- 附則1 本細則は昭和61年4月1日から施行する。ただし第2条第3項については平成2年4月1日から施行する。
- 附則2 本細則は平成元年4月1日から施行する。ただし第2条第3項については平成2年4月1日から施行する。
- 附則3 本細則は平成4年10月21日から改定施行する。
- 附則4 本細則は平成7年4月1日から改定施行する。
- 附則5 本細則は平成11年4月1日から改定施行する。
- 附則6 本細則は平成17年4月1日から改定施行する。
- 附則7 本細則は平成24年11月14日から改定施行する。
- 附則8 本細則は平成26年5月23日に改定し、平成27年4月1日から施行する。
- 附則9 本細則は平成27年3月6日に改定し、平成28年4月1日から施行する。
- 附則10 本細則は平成28年11月11日に改定施行し、平成29年度登録から適用する。
- 附則11 本細則は平成30年4月1日から改定施行する。
- 附則12 本細則は令和元年5月31日に改定し、令和2年4月1日から施行する。
- 附則13 本細則は令和2年3月17日に改定し、令和2年4月1日から施行する。
- 附則14 1. 本細則は令和2年10月14日から改定施行する。
2. 第2条第4項は、令和3年度に限り全ての更新登録単位スポーツ少年団において、これを適用しない（「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者」が1名以下でも更新登録することを可能とする）。ただし、次の（1）または（2）を満たす必要がある。
（1）スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者が1名の場合
この1名を除いた指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも1名が、令和3年度にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。
（2）スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者がいない（0名の場合）
指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも計2名が、令和3年度にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。
- 附則15 1. 本細則は令和2年11月20日に改定し、令和2年4月1日から施行する。
2. 第2条第2項の規定にかかわらず、スポーツリーダー資格のみを保有する者であっても、令和5年度までは指導者として登録することができるものとする。
- 附則16 1. 本細則は令和2年11月20日から改定施行する。
2. 第2条第2項の規定にかかわらず、令和元年度以前にシニア・リーダーとして資格認定され引き続き登録を行っている満20歳以上の者は、公認指導者資格を保有していない場合であっても、令和5年度まではスポーツ少年団の理念を学んだ指導者として登録することができるものとする。
- 附則17 1. 本細則は令和3年11月26日から改定施行する。
2. 第2条第4項は、令和4年度に限り全ての更新登録単位スポーツ少年団において、これを適用しない（「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者」が1名以下でも更新登録することを可能とする）。ただし、次の（1）または（2）を満たす必要がある。
（1）スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者が1名の場合
この1名を除いた指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも1名が、令和4年度にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。
（2）スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者がいない（0名の場合）
指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも計2名が、令和4年度にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。

附則 18 本細則は令和4年4月19日に改定し、令和5年1月1日から施行する。

附則 19 1. 本細則は令和4年11月25日に改定し、令和5年4月1日から施行する。

2. 第2条第4項は、令和5年度に限り全ての更新登録単位スポーツ少年団において、これを適用しない（「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者」が1名以下でも更新登録することを可能とする）。ただし、次の（1）または（2）を満たす必要がある。

（1）スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者が1名の場合

この1名を除いた指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも1名が、令和5年度にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。

（2）スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者がいない（0名の場合）

指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも計2名が、令和5年度にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。

附則 20 本細則は令和6年3月1日に改定し、令和6年4月1日から施行する。

別表（単位スポーツ少年団として構成・登録する際に必要となる最低人数）

		指導者		団員
		理念○	理念×	
		18歳以上	18歳以上	
パターン	A	2名		10名
	B※	1名	1名	10名
	C※	0名	2名	10名

理念○：第2条第4項に定めるスポーツ少年団の理念を学んだ者

- (1) 令和元（2019）年度にスポーツ少年団認定育成員・認定員の資格を保有していた者
- (2) スタートコーチ（ジュニア・ユース）資格保有者
- (3) 令和元（2019）年度以前にシニア・リーダーとして資格認定され令和5（2023）年度まで引き続き登録を行っていた者
- (4) 令和2（2020）年度以降にシニア・リーダーとして資格認定され資格が有効である者

※パターンBおよびCは、新規登録単位スポーツ少年団のみ適用可能（第2条第5項に基づくパターン）。

令和5年度市町村別団数・指導者数・役員・スタッフ数・団員数

市区町村			団数			指導者			役員・スタッフ			団員			市町村役員・スタッフ		
			更新	新規	計	更新	新規	計	更新	新規	計	更新	新規	計	市町村 段階	単位団 段階	計
1	201	長野市	28	2	30	86	6	92	15	16	31	418	301	719	4	0	4
2	202	松本市	41	0	41	179	4	183	71	18	89	762	440	1202	0	26	26
3	203	上田市	49	0	49	250	7	257	143	30	173	973	594	1567	3	13	16
4	204	岡谷市	9	0	9	24	4	28	8	5	13	129	57	186	7	1	8
5	205	飯田市	18	0	18	54	4	58	20	12	32	385	179	564	2	6	8
6	206	諏訪市	18	2	20	72	17	89	13	11	24	334	148	482	3	8	11
7	207	須坂市	7	0	7	15	2	17	3	3	6	95	82	177	6	0	6
8	208	小諸市	8	0	8	38	0	38	17	16	33	182	117	299	0	5	5
9	209	伊那市	17	1	18	76	13	89	10	21	31	280	173	453	3	1	4
10	210	駒ヶ根市	14	0	14	65	2	67	33	2	35	310	161	471	3	1	4
11	211	中野市	7	0	7	21	0	21	12	4	16	174	73	247	0	6	6
12	212	大町市	6	0	6	20	0	20	6	2	8	96	28	124	0	2	2
13	213	飯山市	11	0	11	27	3	30	35	2	37	263	142	405	2	1	3
14	214	茅野市	13	0	13	32	0	32	13	0	13	120	76	196	0	2	2
15	215	塩尻市	23	0	23	74	9	83	20	12	32	305	212	517	2	4	6
16	217	佐久市	45	0	45	168	42	210	30	25	55	666	390	1056	4	4	8
17	218	千曲市	12	0	12	32	5	37	17	9	26	181	69	250	2	1	3
18	219	東御市	10	0	10	66	3	69	9	2	11	139	45	184	1	3	4
19	220	安曇野市	62	1	63	194	6	200	47	29	76	977	521	1498	4	8	12
20	303	小海町	1	0	1	12	0	12	0	2	2	24	3	27	2	0	2
21	304	川上村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
22	305	南牧村	1	0	1	2	0	2	2	0	2	4	10	14	2	0	2
23	309	佐久穂町	7	1	8	23	2	25	3	3	6	112	72	184	2	0	2
24	321	軽井沢町	9	0	9	22	0	22	18	5	23	124	92	216	4	0	4
25	323	御代田町	7	0	7	22	0	22	24	3	27	123	81	204	1	3	4
26	324	立科町	4	0	4	18	0	18	15	2	17	36	28	64	0	5	5
27	349	青木村	1	0	1	0	2	2	0	0	0	0	10	10	1	0	1
28	350	長和町	2	0	2	5	0	5	1	2	3	10	5	15	2	0	2
29	362	富士見町	5	0	5	18	0	18	7	5	12	136	54	190	3	3	6
30	402	松川町	2	0	2	5	0	5	1	0	1	19	12	31	1	2	3
31	403	高森町	4	0	4	11	0	11	8	0	8	79	35	114	2	2	4
32	481	池田町	1	0	1	0	2	2	0	2	2	0	28	28	0	1	1
33	485	白馬村	1	0	1	3	0	3	0	0	0	13	4	17	0	1	1
34	486	小谷村	2	0	2	5	0	5	0	0	0	28	17	45	3	0	3
35	541	小布施町	7	0	7	25	0	25	15	6	21	104	71	175	4	0	4
36	543	高山村	10	1	11	19	1	20	13	4	17	95	41	136	1	0	1
37	561	山ノ内町	2	0	2	4	2	6	2	1	3	26	32	58	2	2	4
38	583	信濃町	1	0	1	4	0	4	9	0	9	11	7	18	1	0	1
39	590	飯綱町	8	0	8	22	0	22	0	1	1	79	53	132	2	2	4
合計			473	8	481	1,713	136	1,849	640	255	895	7,812	4,463	12,275	80	113	193
R4年度			485	10	495	1,838	127	1,965	701	224	925	8,104	3,931	12,035	85	114	199
増減			-12	-2	-14	-125	9	-116	-61	31	-30	-292	532	240	-5	-1	-6

令和5年度 都道府県別団数・団員数・指導者数・役員数・スタッフ数一覧

	団数			指導者数			役員数			スタッフ数			団員数		
	更新	新規	計	更新	新規	計	更新	新規	計	更新	新規	計	男子	女子	計
北海道	1,548	32	1,580	3,967	292	4,259	257	210	467	1,512	514	2,026	19,206	8,820	28,026
青森県	369	19	388	1,103	182	1,285	59	75	134	368	355	723	5,273	3,329	8,602
岩手県	866	29	895	2,424	310	2,734	158	150	308	788	336	1,124	11,067	6,162	17,229
宮城県	1,019	24	1,043	3,198	382	3,580	171	164	335	825	439	1,264	13,996	6,054	20,050
秋田県	676	13	689	3,550	376	3,926	57	87	144	433	380	813	7,517	4,381	11,898
山形県	737	15	752	2,643	222	2,865	88	84	172	758	324	1,082	9,049	5,363	14,412
福島県	878	18	896	3,009	158	3,167	182	155	337	1,272	748	2,020	12,060	6,157	18,217
茨城県	1,125	11	1,136	3,557	259	3,816	244	159	403	1,731	554	2,285	16,770	8,049	24,819
栃木県	573	12	585	1,925	379	2,304	63	61	124	628	409	1,037	6,924	3,814	10,738
群馬県	786	10	796	2,467	246	2,713	115	75	190	624	283	907	10,469	4,791	15,260
埼玉県	1,383	14	1,397	8,901	584	9,485	244	124	368	2,500	962	3,462	29,574	10,586	40,160
千葉県	661	16	677	2,044	169	2,213	139	80	219	746	270	1,016	8,326	4,331	12,657
東京都	292	6	298	1,464	39	1,503	77	29	106	581	396	977	6,908	2,211	9,119
神奈川県	314	5	319	1,104	53	1,157	57	43	100	297	141	438	4,542	2,122	6,664
山梨県	441	2	443	1,306	106	1,412	60	46	106	485	137	622	5,344	2,472	7,816
長野県	473	8	481	1,713	136	1,849	74	83	157	566	172	738	8,224	4,051	12,275
R4年度	485	10	495	1,838	127	1,965	60	77	137	641	147	788	8,035	4,000	12,035
増減	-12	-2	-14	-125	9	-116	14	6	20	-75	25	-50	189	51	240
新潟県	502	8	510	1,465	124	1,589	63	44	107	545	137	682	6,695	3,007	9,702
富山県	366	11	377	1,199	98	1,297	45	32	77	377	129	506	5,212	2,662	7,874
石川県	273	4	277	767	65	832	29	30	59	390	113	503	4,083	1,802	5,885
福井県	389	3	392	1,053	115	1,168	61	83	144	423	147	570	4,753	2,490	7,243
静岡県	837	9	846	2,246	140	2,386	155	121	276	1,249	366	1,615	12,411	5,165	17,576
愛知県	651	9	660	2,237	149	2,386	102	51	153	1,252	338	1,590	12,303	4,213	16,516
三重県	527	5	532	1,704	97	1,801	72	47	119	530	208	738	7,562	3,177	10,739
岐阜県	573	3	576	2,749	263	3,012	104	122	226	1,003	385	1,388	10,616	4,323	14,939
滋賀県	375	6	381	2,003	80	2,083	76	43	119	606	202	808	8,364	3,384	11,748
京都府	444	6	450	1,223	66	1,289	94	43	137	526	117	643	6,947	2,328	9,275
大阪府	512	8	520	1,587	104	1,691	114	20	134	677	145	822	9,322	2,468	11,790
兵庫県	410	9	419	1,388	108	1,496	79	32	111	537	241	778	5,522	2,401	7,923
奈良県	189	8	197	633	104	737	30	22	52	122	78	200	2,738	1,066	3,804
和歌山県	422	5	427	1,060	100	1,160	85	56	141	411	141	552	4,240	1,998	6,238
鳥取県	142	7	149	364	61	425	23	25	48	95	77	172	1,905	1,022	2,927
島根県	227	6	233	722	67	789	40	31	71	287	89	376	2,950	1,385	4,335
岡山県	545	5	550	1,992	88	2,080	125	79	204	1,779	399	2,178	8,016	3,632	11,648
広島県	697	22	719	2,040	125	2,165	163	112	275	785	346	1,131	10,082	5,173	15,255
山口県	691	7	698	2,063	67	2,130	101	72	173	786	337	1,123	8,952	4,285	13,237
香川県	423	10	433	1,208	117	1,325	72	61	133	396	128	524	5,125	2,593	7,718
徳島県	372	3	375	1,029	97	1,126	54	28	82	252	96	348	4,212	1,830	6,042
愛媛県	350	4	354	923	55	978	68	38	106	385	175	560	4,652	2,252	6,904
高知県	178	4	182	486	44	530	32	8	40	89	47	136	2,274	992	3,266
福岡県	551	11	562	1,155	120	1,275	112	89	201	672	224	896	8,033	2,407	10,440
佐賀県	107	4	111	176	34	210	7	29	36	61	33	94	1,168	692	1,860
長崎県	246	8	254	551	47	598	32	32	64	210	83	293	3,025	1,057	4,082
熊本県	148	11	159	279	41	320	34	35	69	132	62	194	1,979	789	2,768
大分県	483	14	497	1,235	187	1,422	58	87	145	375	151	526	6,938	3,205	10,143
宮崎県	673	11	684	1,460	103	1,563	91	163	254	436	267	703	7,985	4,204	12,189
鹿児島県	958	13	971	2,343	206	2,549	152	196	348	792	365	1,157	10,286	5,879	16,165
沖縄県	579	20	599	1,144	164	1,308	89	115	204	459	299	758	7,871	4,282	12,153
合計	25,981	488	26,469	84,859	7,129	91,988	4,407	3,571	7,978	30,753	12,345	43,098	371,470	168,856	540,326
R4年度	27,104	471	27,575	91,813	6,769	98,582	4,529	3,488	8,017	33,384	12,469	45,853	376,025	171,389	547,414
増減	-1123	17	-1106	-6,954	360	-6,594	-122	83	-39	-2631	-124	-2755	-4555	-2533	-7088

令和5年度 都道府県別団数・団員数・指導者数・役員数・スタッフ数一覧

	市町村役員数			市町村スタッフ数			都道府県役職員数			都道府県スタッフ数			設置 市区町村数
	市町村段階	単位団段階	計	市町村段階	単位団段階	計	県段階	その他	計	県段階	その他	計	
北海道	233	278	511	265	139	404	3	2	5	2	0	2	167
青森県	103	56	159	76	22	98	0	13	13	0	1	1	38
岩手県	51	115	166	37	31	68	0	13	13	1	0	1	33
宮城県	28	146	174	37	5	42	1	9	10	1	0	1	35
秋田県	124	65	189	417	12	429	11	14	25	4	0	4	25
山形県	35	96	131	32	20	52	0	17	17	0	0	0	35
福島県	99	123	222	78	26	104	6	16	22	3	0	3	58
茨城県	62	192	254	59	71	130	1	3	4	3	0	3	43
栃木県	94	29	123	34	30	64	4	1	5	1	1	2	25
群馬県	57	86	143	39	39	78	3	2	5	6	1	7	35
埼玉県	77	312	389	80	142	222	2	25	27	5	13	18	63
千葉県	44	122	166	40	63	103	11	17	28	1	0	1	54
東京都	38	84	122	47	58	105	4	16	20	0	1	1	36
神奈川県	55	69	124	36	55	91	0	4	4	0	0	0	23
山梨県	21	33	54	35	31	66	0	0	0	8	3	11	24
長野県	40	96	136	40	17	57	2	15	17	3	0	3	39
R4年度	39	90	129	46	24	70	2	16	18	3	0	3	37
増減	1	6	7	-6	-7	-13	0	-1	-1	0	0	0	2
新潟県	53	67	120	102	31	133	2	43	45	5	0	5	28
富山県	80	35	115	15	4	19	3	13	16	3	0	3	15
石川県	57	29	86	27	26	53	5	8	13	1	0	1	19
福井県	26	75	101	23	1	24	3	24	27	2	0	2	17
静岡県	72	114	186	30	29	59	10	7	17	2	0	2	35
愛知県	29	141	170	35	61	96	3	9	12	1	0	1	44
三重県	34	136	170	30	34	64	2	15	17	1	0	1	29
岐阜県	54	106	160	43	45	88	0	22	22	1	0	1	40
滋賀県	48	158	206	12	12	24	3	68	71	3	0	3	19
京都府	43	103	146	24	22	46	4	35	39	1	0	1	22
大阪府	18	97	115	17	61	78	0	30	30	1	0	1	40
兵庫県	45	126	171	16	40	56	4	9	13	1	0	1	30
奈良県	29	27	56	20	20	40	2	2	4	1	0	1	27
和歌山県	16	17	33	44	41	85	3	7	10	1	0	1	28
鳥取県	23	2	25	27	5	32	3	1	4	1	0	1	17
島根県	19	21	40	17	7	24	6	6	12	3	0	3	16
岡山県	28	39	67	31	15	46	16	16	32	3	0	3	25
広島県	23	70	93	31	52	83	2	18	20	1	0	1	23
山口県	45	36	81	25	7	32	3	0	3	2	1	3	19
香川県	18	58	76	42	29	71	3	0	3	4	0	4	17
徳島県	14	5	19	16	4	20	3	1	4	0	0	0	23
愛媛県	22	22	44	38	12	50	8	6	14	6	0	6	20
高知県	14	25	39	25	9	34	5	11	16	2	0	2	26
福岡県	43	50	93	74	28	102	1	4	5	2	0	2	40
佐賀県	11	21	32	14	7	21	6	16	22	0	0	0	16
長崎県	27	13	40	27	0	27	7	5	12	2	0	2	16
熊本県	5	5	10	12	4	16	1	0	1	0	0	0	25
大分県	47	5	52	31	2	33	10	9	19	2	1	3	18
宮崎県	41	41	82	30	13	43	1	5	6	1	0	1	26
鹿児島県	48	41	89	55	10	65	3	11	14	11	0	11	42
沖縄県	16	10	26	24	71	95	8	7	15	0	0	0	29
合計	2,209	3,597	5,806	2,309	1,463	3,772	178	575	753	102	22	124	1,524
R4年度	2,389	3,526	5,915	2,887	1,596	4,483	171	580	751	108	19	127	1,536
増減	-180	71	-109	-578	-133	-711	7	-5	2	-6	3	-3	-12

◇ 令和 6 年度 スポーツ少年団登録について ◇

1. 登録にあたっては、『少年団システム登録マニュアル』・『スポーツ少年団事務必携』を参考にしてください。(※Webからのダウンロード)

2. 登録手続きについて

(1)更新登録は日本スポーツ少年団よりメールにて送付される、アカウント発行メールよりお手続きいただき、スポーツ少年団新登録システムで行ってください。

(2)新規登録は市町村で「団体管理」の【単位団を作成する】より団名(フリガナ)、メールアドレスを入力、保存していただくと、アカウントが発行され新規単位団にログインURLがメールにて送付されます。(1)同様にご登録ください。

(3)受付期間：令和6年4月1日～8月31日まで

*追加等がある場合は9月7日まで受付しますが、その後は受けません。

(4)メンバー登録について

◎別紙「令和6年度以降の単位スポーツ少年団登録について」をあわせてご確認ください。

①団員の登録について

*団員の登録に関して、登録する年の4月1日現在満3歳以上とします。しかし満3歳以上小学生未満の者については、単位スポーツ少年団の活動内容・受入れ体制や該当者の体力・運動能力等を十分に考慮し、個別に対応をしてください。

*団員の人数は、原則10名以上です。

*公認スポーツリーダー番号の入力は県少年団事務局にて行います。

②指導者・役員・スタッフの登録について

*子どもを預かる責任の観点から、18歳以上の指導者、役員またはスタッフの2名以上の登録が必要です。

*単位団の指導者は原則2名以上が「スポーツ少年団の理念」を学んでいることが必要です。

*代表指導者については2団以上兼ねることはできません。(市町村をまたいで登録もできません。)

*JSP0 公認資格、JFA・JBA 指導者資格(C級以上)保有者は、必ず登録番号を入力してください。

③「+他団体で登録済みの方を登録」する場合

*昨年度登録済みの方(団員も含む)の移動・複数団登録については、メンバー登録するの「+他団体で登録済みの方を登録」によりご登録ください。その際、個人IDが必要となりますので、県または市町村事務局にて、単位団の方へお知らせください。

個人ID：個人を識別するためのもの。半角英数字8桁。新規登録の場合は、登録完了後に自動付与。

3. 登録料について

- ・ 団 員 1 人 あ た り 4 0 0 円
- ・ 指 導 者 1 人 あ た り 1, 2 0 0 円
- ・ 役 職 員 1 人 あ た り 1, 2 0 0 円

* 登録料は、県少年団振り込み依頼メールを確認後、金額に間違いのないように下記銀行口座に振り込み願います。(登録資格等の確認後、登録料が変更される場合があります。)

* その他のスポーツ少年団各種事業の参加料等の振込先口座とは異なりますのでご注意ください。

銀行名	八十二銀行 県庁内支店
口座番号	普通預金 554956
名 義	長野県スポーツ少年団登録口座 代表 中村宏平 (なかむらこうへい)

* 単位団から市町村団への支払いについては、次ページ(スポーツ少年団登録についての留意事項等)をご覧ください。

4. 単位団旗の購入について

スポーツ少年団登録規定において、全ての単位団はスポーツ少年団旗を保持しなくてはならないと定められています。

(1) 単位団旗の購入(1本目)は、申込書に必要事項を記入の上、直接、日本スポーツ少年団(FAX可:03-3481-2284)にお申込みください。1本目の購入に対しては、購入費の補助があるため、日本スポーツ少年団を通じての販売となります。

- ① 申込数は1本から可能です。
- ② 申込者は必ず「市町村スポーツ少年団」としてください。
- ③ 単位団旗の送付先は「単位団」でも構いません。
- ④ 請求書の送付先(請求書の宛名になります)は「単位団」でも構いません。
- ⑤ 日本スポーツ少年団が定める方法により、代金をお支払いください。

(2) 2本目以降は指定業者((株)紅谷商店)から正規価格にての購入となりますので、指定業者にお問い合わせください。

5. その他

(1) 登録に関する様式等は長野県スポ協ホームページからダウンロードできるようになっているので、必要に応じてご活用ください。(「スポーツ少年団」のページからリンクしています。)

(2) 登録システムに関するご質問は以下へお願いいたします。(または県事務局)

日本スポーツ少年団登録担当

T E L : 03-6899-3524 (平日・土日祝日 10:00~18:00)

M A I L : jjsa.entry@japan-sports.or.jp

スポーツ少年団登録についての留意事項等

(1) 登録システムの入力等に関することについて

* 令和5年度スタートコーチ（ジュニア・ユース）養成講習会を受講された方は、登録の際に受講番号が必要ですので、登録担当者にお伝えください。※指導者マイページにてご確認ください。

(2) 登録料について

* 指導者、役員またはスタッフ、団員とも2団以上にわたり加入する場合は、それぞれ登録料が必要です。

* 市町村役員・スタッフの登録料は、指導者、役員・スタッフと同額の1,200円です。ただし、単位団登録指導者がその単位団の所属する市町村役員・スタッフとなる場合は、役員・スタッフとしての登録料は必要ありません。

○単位団→市町村団支払い方法について

* 支払方法の指定設定をお願いします。

「年度設定」→「2024年度」→単位スポーツ少年団支払方法「設定」より選択してください。

①窓口（現金） ②口座振り込み ③クレジットカード ④コンビニ決済

* クレジットカード・コンビニ決済の登録料は、4・5月分：6月下旬、6・7月分8月下旬、8・9月分10月下旬に市町村指定の口座に入金されますので、ご注意ください。

○市町村団→県事務局振込期限：9月20日（金）

(3) 登録認定資料について

* 令和6年3月に送付いたしました、登録認定資料を各登録単位団に交付してください。登録認定資料が不足した場合は、「登録関係資料・追加数送付数一覧表」又は任意様式にてご連絡ください。（FAX、E-MAIL可）

(4) 個人情報の取り扱いについて

* 別紙「スポーツ少年団 個人情報の取り扱いについて」をご確認ください。

スポーツ少年団登録者個人情報の取り扱いについて

公益財団法人日本スポーツ協会（以下「本会」という。）日本スポーツ少年団は、スポーツ少年団登録規程施行細則第3条に定める個人情報（本人から提供された氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの。以下「個人情報」という。）を、本会個人情報保護規程をはじめとする関連諸規程に加え、以下に記載する内容に基づき、適正に取り扱うことといたします。

1. 個人情報の利用目的

個人情報は、以下の利用目的の範囲内で利用することとし、登録者本人の承諾なく、他の目的には利用いたしません。

- ・ スポーツ少年団登録手続き
- ・ 本会情報誌、研修会開催案内等の送付及び配信
- ・ スポーツ少年団関連活動を実施する際の登録状況の確認
- ・ 信頼できる報道資料や各種大会プログラム等における登録内容の掲載
- ・ スポーツ少年団登録者に有益だと考えられる各種情報の提供
- ・ スポーツ少年団登録者に対するサービス向上等を目的とした調査
- ・ その他、スポーツ少年団登録者の登録業務に関連して必要な場合

2. 個人情報の共同利用

個人情報は、当協会及び当協会と連携してスポーツ少年団関連活動を行う以下の共同利用団体が共同利用いたします。

<共同利用される個人情報の項目>

登録情報の全部

<共同利用団体>

- ・ 都道府県スポーツ少年団、市区町村スポーツ少年団及び関連団体等
- ・ 都道府県体育・スポーツ協会、中央競技団体等の本会加盟団体

<利用する者の利用目的>

上記「1. 個人情報の利用目的」に同じ

<管理責任者の名称、住所及び代表者氏名>

公益財団法人日本スポーツ協会 会長 伊藤 雅俊

〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町 4-2 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE

3. 個人情報の取り扱いの委託

当協会及び共同利用団体は、利用目的の達成に必要な業務を第三者に委託する場合、委託先との間で個人情報保護に関する契約を締結するなど、必要な措置を講じたうえで委託いたします。

4. 個人情報の開示等

個人情報等の開示、変更、削除の請求があった場合には、登録者本人であることをご確認させていただいたうえで、対応いたします。これらの請求については、「5. お問い合わせ窓口」に記載の連絡先にご連絡ください。

5. お問い合わせ窓口

公益財団法人日本スポーツ協会 地域スポーツ推進部少年団課

TEL : 03-6910-5814 / FAX : 03-6910-5820 / E-Mail : jjsa@japan-sports.or.jp

〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町 4-2 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE

附則 1 本取り扱いは、常任委員会の議決によって変更することができる。

附則 2 本取り扱いは、平成 28 年 11 月 11 日から施行する。

附則 3 本取り扱いは、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則 4 本取り扱いは、令和 2 年 6 月 24 日から施行する。

附則 5 本取り扱いは、令和 4 年 11 月 25 日から施行する。

単位団旗(新規) 申込書

◎必ず都道府県あるいは市区町村スポーツ少年団がお申込み下さい。 記入日: 年 月 日

申込数	@2,200円(税込)× 本= 円	
申込者 ※申込者に該当するのは、都道府県または市区町村スポーツ少年団のみです。	団名	都/道/府/県 市/区/町/村 スポーツ少年団
	事務担当者名	
	住所	〒
	T E L	
単位団旗送付先 () 申込者と同じ () 右記送付先	団名	スポーツ少年団
	受取人氏名	
	住所	〒
	T E L	
請求書送付先 () 申込者に郵送 () 団旗送付先と同じ () 右記送付先	団名	スポーツ少年団
	受取人氏名 (代金支払者)	
	住所	〒
	T E L	
支払い方法	() 現金書留 () 銀行振込 ※銀行振込の際、名義は請求書記載の団名とし、個人名義での振込みはご遠慮願います。また、代金の振込みをされた場合は振込通知書をFAXにて日本スポーツ少年団にご提出ください。	
納品希望日	() 特になし () 月 日 までに	
必要書類	※請求書以外に必要な書類がありましたら○をして下さい。 () 納品書 () 見積書	

※単位団の1本目の購入に対しては、購入費の補助があるため日本スポーツ少年団を通じての販売(特別価格2,200円(税込))となり、2本目以降については、指定業者((株)紅屋商店)から正規価格にて購入となります。

申込先・振込通知書提出先

公益財団法人日本スポーツ協会 日本スポーツ少年団
 〒160-0013
 東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE
 TEL:03-6910-5814 FAX:03-6910-5820

単位団旗(新規) 申込書 記入例

記入日: ▲▲年 ●●月 ■■日

◎必ず都道府県あるいは市区町村スポーツ少年団がお申込み下さい。

申込数	@2,200円(税抜)× 1本= 2,200 円	
申込者 ※申込者に該当するのは 都道府県又は市区町村 スポーツ少年団のみです。	団名	① { <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> } 都/道/府/県 スポーツ少年団 <input checked="" type="checkbox"/> 市/区/町/村
	事務担当者名	長野 太郎
	住所	〒123-4567 ◇◇◇市〇〇町9-9-9
	TEL	0123-45-6789 FAX 99-9999
単位団旗送付先 () 申込者と同じ (○) 右記送付先 ③	団名	キッズ・バレーボール スポーツ少年団
	受取人氏名	信州 花子
	住所	〒123-4567 ④ ◇◇◇市〇〇町1-1-1
	TEL	0987-65-4321
請求書 () 申込者に郵送 () 単位団旗に同封 ⑤ (○) 右記送付先	団名	キッズ・バレーボール スポーツ少年団
	受取人氏名 (代金支払者)	
	住所	〒123-4567 ⑥ ◇◇◇市〇〇町1234
	TEL	9999-99-9999
送金方法	<input type="checkbox"/> 現金書留 <input type="checkbox"/> 銀行振込 ※銀行振込の際、名義は請求書記載の団名とし、個人名義での振込みはご遠慮願います。また、代金の振込みをされた場合は振込通知書をFAXにて日本スポーツ少年団にご提出ください。	
納品希望日	<input type="checkbox"/> 特になし <input checked="" type="checkbox"/> ▼▼月△△日までに ⑧	
必要書類	※請求書以外に必要な書類がありましたら○をして下さい。 <input checked="" type="checkbox"/> 納品書 () 見積書	
※単位団の1本目の購入に対しては、 購入費の補助があるため 日本スポーツ少年団を通じての販売 (特別価格2,200円(税抜))となり、 2本目以降については、 指定業者((株)紅屋商店)から 正規価格にて購入となります。		

説明

①必ず市町村スポーツ少年団名でお申込み下さい。単位団からの申込みはできません。

②申込みにあたって、市町村スポーツ少年団事務担当者名でご記入下さい。

③単位団旗の送付先に○をして下さい。市町村事務局(申込者)以外の場合は、右記送付先に○をして下さい。

④単位団旗送付先を記入してください。

⑤請求書の送付先に○をして下さい。(申込者に郵送=代金支払者が市町村事務局、単位団旗送付先以外の場合は、右記送付先に○をして下さい。

⑥請求書送付先を記入してください。

⑦代金支払い方法に○をして下さい。
※手数料等各種費用は自己負担をお願いします。

⑧必要に応じて記入してください。

申込先・振込通知書提出先
 公益財団法人日本スポーツ協会 日本スポーツ少年団
 〒160-0013
 東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE
 TEL:03-6910-5814 FAX:03-6910-5820

※本注文書は令和6年4月1日よりご利用いただけます。

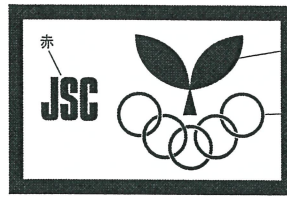
各市区町村・単位団スポーツ少年団旗 再購入 ご注文書

〈市区町村スポーツ少年団旗〉



行進・掲揚用 850 m/m × 1250 m/m
¥15,400-

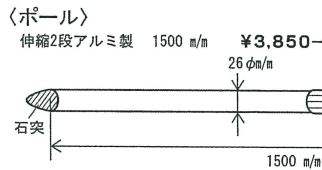
〈単位団旗〉



サイズ: 500 m/m × 750 m/m
生地: アクリル生地, 3色本染め仕上げ
(赤・紺・緑) ¥2,970-



〈旗竿〉
本製黒塗リ千段ネジ型
3本組 2100 m/m
¥26,400-



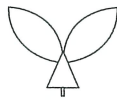
〈ポール〉
伸縮2段アルミ製 1500 m/m ¥3,850-

〈プラ玉〉70φm/m ネジ式 ¥880-

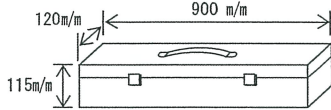
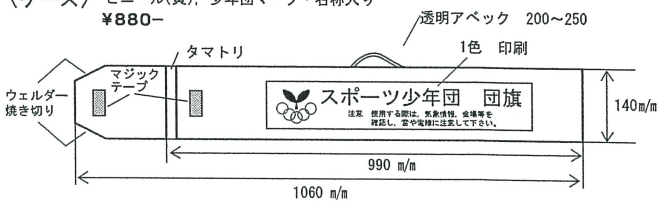


〈旗立台〉(三脚)
スチール製クロームメッキ
仕上げ 9 m/m × 850 m/m
ケース入り
¥11,000-

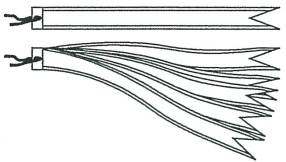
〈竿頭〉
真鍮製少年団マーク
¥11,550-



〈ケース〉ビニール(黄), 少年団マーク・名称入り
¥880-

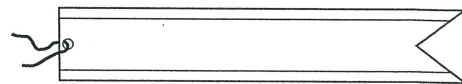


〈トランク〉
ビニールレザー張り
¥9,900-



〈リボン〉
5色リボン・紅白リボン 各1本
¥660-

〈リボン〉
紅白 60 m/m × 420 m/m ¥165-



(株)紅屋商店

〒113-0033
文京区本郷1~7~3

担当/松本・森下

☎03-3815-0614 FAX03-3815-8805

E-mail: morishita@beniya-shouten.co.jp

〈市区町村スポーツ少年団旗〉(R6.4.1~)

〈単位団旗〉

品名	金額(税込)	注文数
市区町村旗	15,400.-	
竿頭	11,550.-	
旗竿	26,400.-	
旗立台	11,000.-	
トランク	9,900.-	
リボン	660.-	
※セットの場合(一式)	69,300.-	

品名	金額(税込)	注文数
単位団旗	2,970.-	
ポール	3,850.-	
プラ玉	880.-	
ケース	880.-	
リボン	165.-	
※セットの場合(一式)	8,250.-	

市区町村・団体名	担当者名	発注日	希望納期
住所 〒			
電話 ()			

※表示価格は消費税込みの価格となっております。送料は実費請求になります。

スポーツ少年団 登録認定資料・追加数 一覧表

資 料 名	追 加 数
団登録（新規）認定証	枚
団認定リボン	本
団員章（ワッペン）	枚
指導者章（ワッペン）	枚
役員・スタッフ登録証（カード）	枚
備 考 （ガイドブック等）	

市町村スポーツ少年団

担当者名 _____

★送付先

長野県スポーツ少年団事務局 登録業務担当：新井

MAIL : arai-y@naganoken-sports.or.jp

FAX : 026 (232) 6528

令和6年度長野県スポーツ少年団市町村組織拡充事業 実施要項

1 趣 旨

少子高齢化の加速やライフスタイルの多様化など、昨今の社会情勢の変化はスポーツ少年団の事業運営にも大きな影響を与え、とりわけ団員・指導者数の減少は喫緊の課題である。こうした課題を解決すべく、新規団員・指導者の獲得を目的とした事業を展開することで、更なる認知度の向上を図り、一人でも多くの青少年にスポーツの歓びを提供し、地域に根付いたスポーツ少年団を目指す。

2 主 催

公益財団法人長野県スポーツ協会 長野県スポーツ少年団

3 主 管

開催市町村体育（スポーツ）協会 開催市町村スポーツ少年団
長野県スポーツ少年団地区連絡協議会

4 参加者

原則として、スポーツ少年団未登録者 10 名以上

5 内 容

新規団員又は指導者の獲得を目的とした事業（体験会、研修会等）を実施する。
※勧誘チラシを配布するのみの事業は対象外とする。

6 事業実施期間

令和6年6月1日～令和7年3月20日

7 実施日程・場所

主管団体において計画する。

8 コース数

10 コース

※原則として1市町村1コースとする。実施希望が上記コース数を上回った場合は、長野県スポーツ少年団にて精査し決定する。

9 経 費

1 コース 50,000 円を限度として負担するものとする。

令和6年度長野県スポーツ少年団市町村組織拡充事業 事務取扱要領

1 事業の実施にあたって【基準】

- ・市町村スポーツ少年団又は長野県スポーツ少年団地区連絡協議会の独自事業であること。
- ・原則としてスポーツ少年団未登録の参加者が10名以上いること。
- ・勧誘チラシを配布するのみの事業は対象外とする。

2 提出書類について

実施希望調査について

- ・実施希望回答用紙

負担金交付申請書について

- ・負担金交付申請書鑑文（様式1）
- ・事業計画書（様式2）
- ・収支予算書（様式3）
- ・開催要項
- ・日程表（様式4）
- ・負担金交付請求書（様式5）

事業実施報告書について

- ・事業実施報告書鑑文（様式6）
- ・事業報告書（様式7）
- ・収支決算書（様式3）
- ・開催要項
- ・日程表（様式4）
- ・資料等（使用した資料及び当日写真等、事業の様子がわかるものを添付）

3 提出期限について

- 実施希望調査・・・令和6年5月17日（金）締切
 - 負担金交付申請書・・・事業実施2週間前
 - 事業実施報告書・・・事業終了後2週間以内
- 最終締切：令和7年3月20日

4 経費

- ・長野県スポーツ少年団負担金は50,000円を限度とする。
※上記金額を超える費用については、主管団体にて負担する。
- ・負担金は概算払いとする。

5 負担金の使途

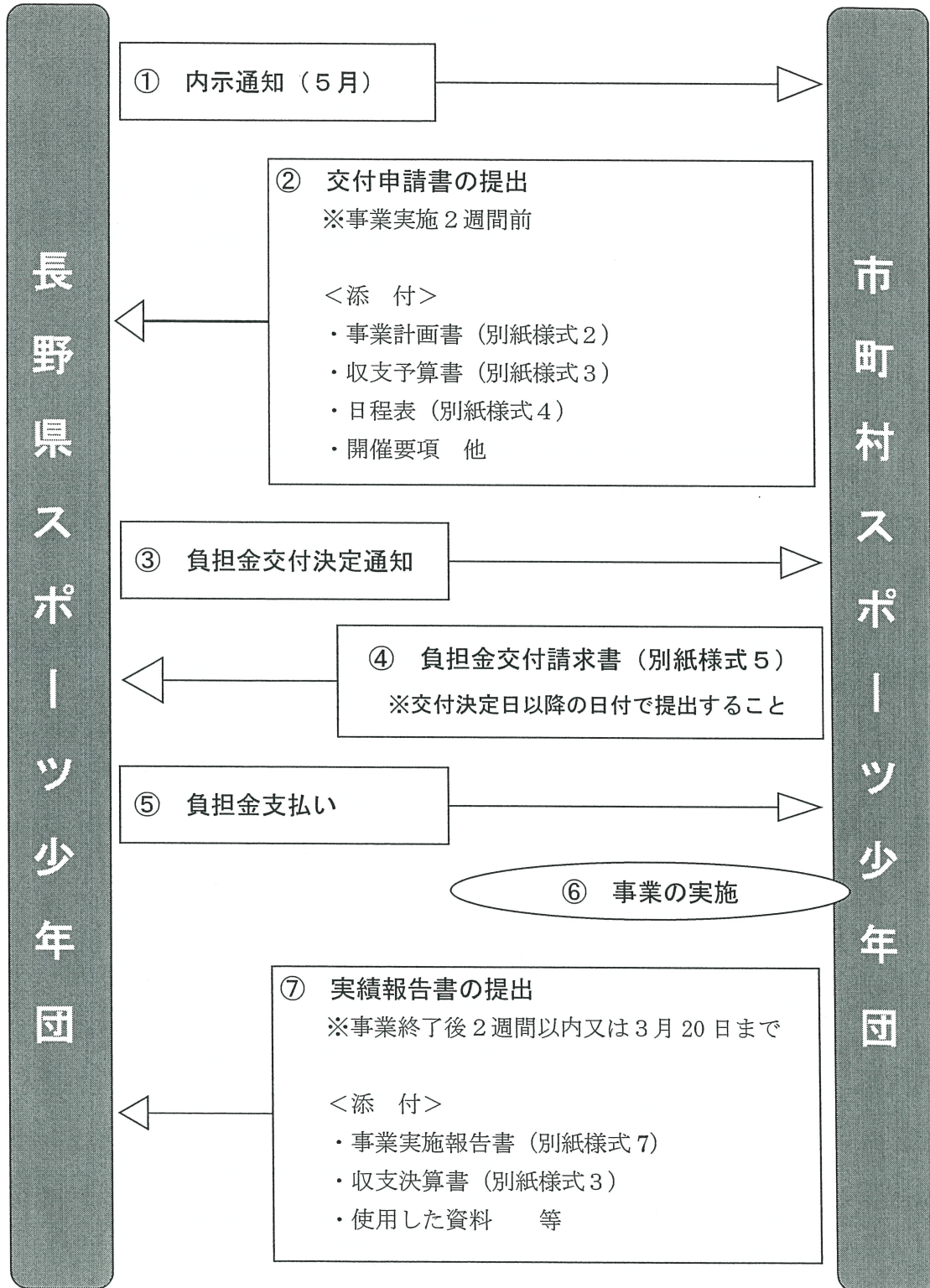
- (1) 講師謝金
- (2) 助手謝金 (限度人数は特に定めないが参加者数に適した人数であること)
- (3) 講師旅費
- (4) 通信費 (切手代、郵送料)
- (5) 借上料 (会場使用料)
- (6) 消耗品費 (参加賞等を含む)
- (7) その他 (事業運営に必要な経費)

6 その他

- ・本要領に定める期限までに負担金交付申請書及び事業実施報告書の提出がない場合、負担金の対象事業として認められないのでご注意ください。
- ・希望多数の場合は、ご希望に添えない場合もありますのでご承知おきください。
- ・希望コース数が上限に満たない場合は、年度途中でも受け付けますので、本事務局にご相談ください。

長野県スポーツ少年団市町村組織拡充事業 事務処理の手順

※実施希望調査（令和6年4月）



市町村スポーツ少年団 様
総合型地域スポーツクラブ 様

公益財団法人長野県スポーツ協会
理事長 北村 正博
(公印省略)

令和6年度スポーツ振興事業（地域スポーツ団体組織基盤強化支援事業）の
実施要望について（照会）

標記について把握したいので、下記によりご回答ください。
なお、予算の制約があるため、要望にそえない場合がありますので、ご承知おき願います。

記

1 補助対象事業等

(1) 対象事業（地域スポーツ団体組織基盤強化支援事業）及び補助上限額

① スポーツ少年団組織基盤強化事業

ア) スポーツ少年団市町村組織強化事業：100,000円以下

イ) 新規単位団立上げ支援事業

A 指定競技（カヌー・ライフル射撃・アーチェリー・ボクシング・なぎなた）：200,000円以下

B 指定競技以外：50,000円以下

② 総合型地域スポーツクラブ組織基盤強化事業

ア) 総合型地域スポーツクラブ組織運営強化事業：10,000円以下

イ) 総合型地域スポーツクラブ登録・認証支援事業：50,000円以下

(2) 対象経費

補助金交付規程の別表「Ⅲ地域スポーツ団体組織基盤強化支援事業」に記載のとおり

※その他事業の詳細は、地域スポーツ団体組織基盤強化支援事業（別紙1）

及び地域スポーツ団体組織基盤強化支援補助金交付実施要領（別紙2）を参照

2 回答方法

別紙回答様式により、電子メール等（FAXも可）で回答してください。

3 回答期限

令和6年5月17日（金）

4 その他

年度途中での実施要望もお受けしますので、当事務局までご相談ください。

（お問い合わせ先）

公益財団法人長野県スポーツ協会

地域スポーツ課：滝澤、清水

電話：026-235-3483 FAX：026-232-6528

E-mail：info@naganoken-sports.or.jp

地域スポーツ団体組織基盤強化支援事業

別紙 1

(公財)長野県スポーツ協会

1 趣旨

2028年に長野県で開催される第82回国民スポーツ大会における天皇杯獲得のために、長野県選手の育成、競技力向上が不可欠となっており、また、学校運動部活動の地域移行のために、その受け皿となる地域スポーツ団体の充実・強化が求められている。

こうした中、地域スポーツ振興の拠点となる地域スポーツ推進体制の構築、充実・強化及びガバナンス強化に向けて、地域スポーツ団体の組織基盤強化の取組を支援するため、予算の範囲内で補助金を交付します。

2 交付対象団体

次に掲げる長野県内の地域スポーツ団体

- (1) 市町村スポーツ少年団
- (2) 総合型地域スポーツクラブ

3 交付対象事業

(1) スポーツ少年団組織基盤強化事業

ア 交付対象団体

市町村スポーツ少年団

イ 支援対象事業及び補助金交付額

① スポーツ少年団市町村組織強化事業

- ・ 市町村スポーツ少年団の組織基盤を確立・強化するための取組を支援
ガバナンス体制整備（団体HP作成）、中学校運動部活動との連携事業
指導者確保・資質向上、スポーツ用具整備
- ・ 組織基盤の確立・強化に要する経費1団体当たり10万円以内

【R6予算額：@10万円×5団 = 50万円】

② 新規単位団立上げ支援事業

- A 指定競技（カヌー・ライフル射撃・アーチェリー・ボクシング・なぎなた）における令和6年度新規単位スポーツ少年団の立上げ及び運営を支援
新規単位スポーツ少年団の立上げに要する経費1団体当たり20万円以内

【令和6予算額：@20万円×3団 = 60万円】

- B 指定競技以外の令和6年度新規単位スポーツ少年団の立上げ及び運営を支援
新規単位スポーツ少年団の立上げに要する経費1団体当たり5万円以内

【R6予算額：@5万円×10団 = 50万円】

(2) 総合型地域スポーツクラブ組織基盤強化事業

ア 交付対象団体

総合型地域スポーツクラブ

イ 支援対象事業及び補助金交付額

① 総合型地域スポーツクラブ組織運営強化事業（※登録クラブに限る。）

- ・ 総合型クラブの組織基盤を確立・強化するための取組を支援
ガバナンス体制整備（団体HP作成等）、中学校運動部活動との連携事業、
指導者確保・資質向上、スポーツ教室の拡充
- ・ 組織基盤の確立・強化に要する経費1クラブ当たり1万円以内

【R6予算額：@1万円×34クラブ = 34万円】

② 総合型地域スポーツクラブ登録・認証支援事業（※全国協議登録基準7項目全てを満たすクラブに限る。）

- ・ 総合型クラブの登録・認証のための取組を支援
ガバナンス体制整備（団体HP作成、コンプライアンス教育等）
指導者確保・資質向上（資格取得支援）、スポーツ教室の拡充
- ・ 総合型クラブの登録・認証に要する経費1クラブ当たり5万円以内

【R6予算額：@5万円×25クラブ = 125万円】

4 交付予定総額（R6年度） 319万円

地域スポーツ団体組織基盤強化支援補助金交付実施要領

公益財団法人長野県スポーツ協会

第 1 趣旨

この要領は、スポーツ振興事業補助金交付規程（以下「交付規程」という。）第 3 条第 1 項、第 8 条及び第 15 条の規定により、必要な事項に関して定めるものとする。

第 2 補助金交付申請の添付書類

交付規程第 3 条第 1 項により地域スポーツ団体が補助金の交付申請をする場合は、補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 1 スポーツ振興事業補助金所要額調（様式第 2 号）
- 2 事業実施計画書（様式第 3 号）
- 3 収入支出予算書（様式第 4 号）
- 4 スポーツ団体ガバナンスコードチェックシート（様式 1）
- 5 総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録基準（①～⑦）の全てを満たしていることを確認できる書類（申請書類①、②～②等）（※総合型地域スポーツクラブ登録・認証支援事業の申請に限る。）

第 3 事業実績報告の添付書類

交付規程第 8 条の規定により地域スポーツ団体が事業の実績報告をする場合は、事業実績報告書（様式第 7 号）に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 1 スポーツ振興事業補助金精算書（様式第 2 号）
- 2 事業実施報告書（様式第 3 号）
- 3 収入支出決算（見込）書（様式第 8 号）

第 4 補助金交付の対象となる事業

補助金交付の対象となる事業の取組内容（事例）は、次のとおり。

- 1 スポーツ少年団組織基盤強化事業
 - (1) スポーツ少年団市町村組織強化事業

取組内容（事例）	補助対象経費
○ガバナンス体制整備事業 ・積極的な情報開示（団体ホームページ開設） ・コンプライアンス（ハラスメント防止）研修会 ・会計処理体制の整備（会計監査の充実）	ア 指導者・講師等謝金並びに交通費に相当する経費 イ 会場使用料、器具借上料 ウ 競技用等消耗品、講師食糧費
○中学校運動部活動との連携事業 ・スポーツ用具整備購入 ・スポーツ指導者の確保 ・スポーツ活動の安全確保（保険加入）	エ テキスト等印刷製本費 オ 郵便・通信・運搬料 カ 用具等器具・事務用物品購入費 キ 傷害保険料 ク 公認スポーツ指導者資格取得経費

- (2) 新規単位スポーツ少年団立上げ支援事業

取組内容（事例）	補助対象経費
○指導者確保・資質向上（公認スポーツ指導者資格取得支援） ○スポーツ用具整備購入 ○スポーツ普及・新規団員確保（体験会開催） ○独自財源確保事業（寄附、サポーター募集） ○ガバナンス体制整備事業 ・積極的な情報開示（団体ホームページ開設） ・スポーツ活動の安全確保（保険加入） ・コンプライアンス（ハラスメント防止）研修会	ア 指導者・講師等謝金並びに交通費に相当する経費 イ 会場使用料、器具借上料 ウ 競技用等消耗品、講師食糧費 エ テキスト等印刷製本費 オ 郵便・通信・運搬料 カ 用具等器具・事務用物品購入費 キ 傷害保険料 ク 公認スポーツ指導者資格取得経費
○スポーツ教室の拡充 ○中学校運動部活動との連携事業	

2 総合型地域スポーツクラブ組織基盤強化事業

(1) 総合型地域スポーツクラブ組織運営強化事業（※登録クラブに限る。）

取組内容（事例）	補助対象経費
○指導者確保・資質向上事業 ・公認スポーツ指導者資格取得支援	ア 指導者・講師等謝金並びに交通費に相当する経費
○スポーツ普及・新規会員確保事業 ・体験会の開催 ・団体ホームページ開設・充実	イ 会場使用料、器具借上料 ウ 競技用等消耗品、講師食糧費 エ テキスト等印刷製本費
○スポーツ教室の拡充 ・スポーツ用具整備購入事業 ・スポーツ活動の安全確保（保険加入）	オ 郵便・通信・運搬料 カ 用具等器具・事務用物品購入費 キ 傷害保険料
○ガバナンス体制整備事業 ・積極的な情報開示（団体ホームページ開設等） ・コンプライアンス（ハラスメント防止）研修会 ・会計処理体制の整備（会計監査の充実） ・理事会、総会等の開催	ク 公認スポーツ指導者資格取得経費
○独自財源確保事業（寄附、サポーター募集）	
○中学校運動部活動との連携事業 ・スポーツ用具整備購入事業 ・スポーツ指導者の確保 ・スポーツ活動の安全確保（保険加入）	

(2) 総合型地域スポーツクラブ登録・認証支援事業（※全国協議会登録基準7項目全てを満たすクラブに限る。）

取組内容（事例）	補助対象経費
○ガバナンス体制整備事業 ・積極的な情報開示（団体ホームページ開設） ・コンプライアンス（ハラスメント防止）研修会 ・会計処理体制の整備（会計監査の充実） ・理事会、総会等の開催	ア 指導者・講師等謝金並びに交通費に相当する経費 イ 会場使用料、器具借上料 ウ 競技用等消耗品、講師食糧費 エ テキスト等印刷製本費
○指導者確保・資質向上事業 ・公認スポーツ指導者資格取得支援	オ 郵便・通信・運搬料 カ 用具等器具購入費
○スポーツ教室の拡充 ・スポーツ用具整備購入事業 ・スポーツ活動の安全確保（保険加入）	キ 傷害保険料 ク 公認スポーツ指導者資格取得経費

第5 補助金交付額

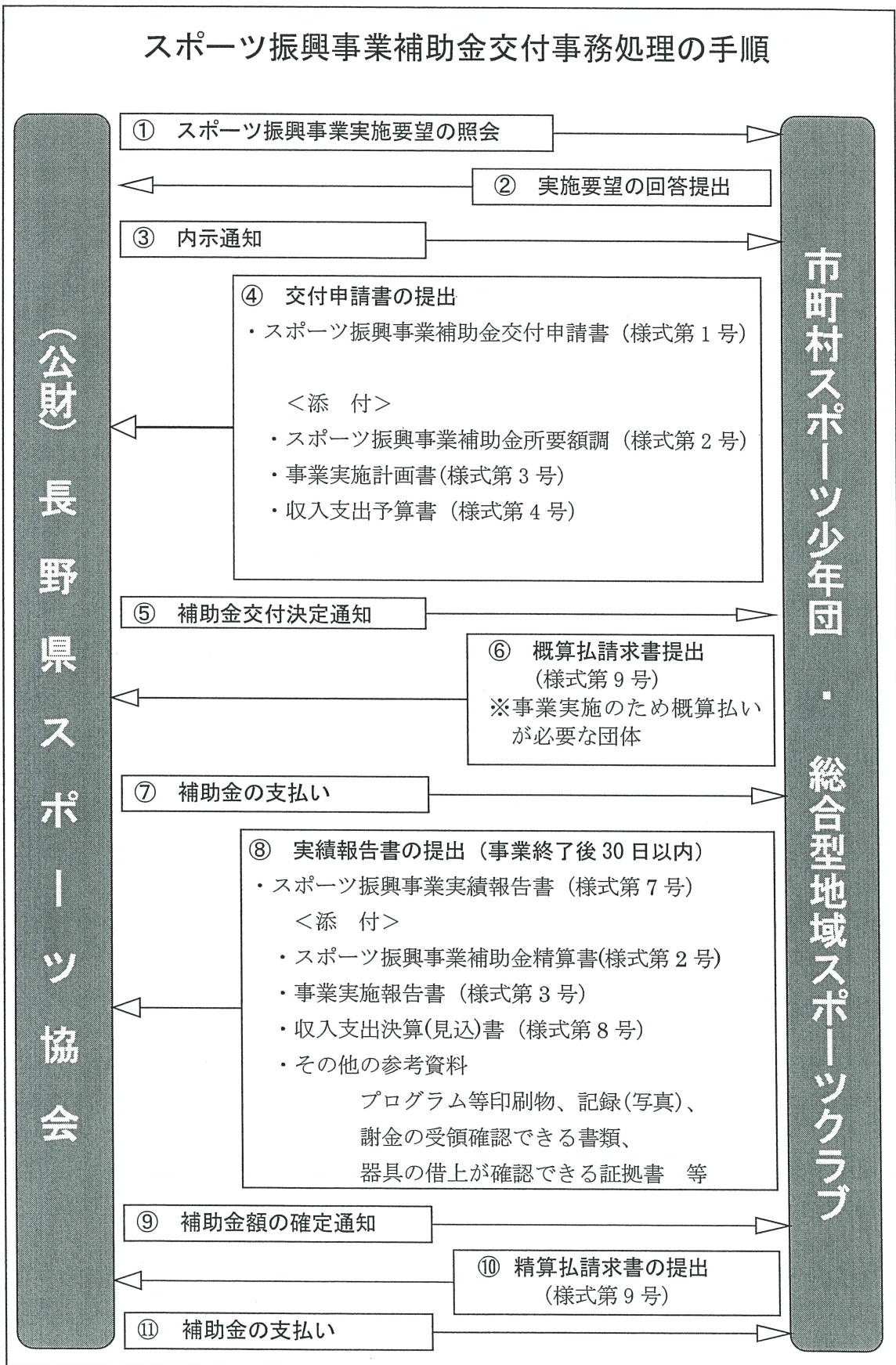
補助金交付額は、次のとおり。

補助事業名	補助金額
1 スポーツ少年団組織基盤強化事業 (1) スポーツ少年団市町村組織強化事業 (2) A 指定競技新規単位団立上げ支援事業 B 指定競技以外の新規単位団立上げ支援事業	補助対象経費（10万円限度） 補助対象経費（20万円限度） 補助対象経費（5万円限度）
2 総合型地域スポーツクラブ組織基盤強化事業 (1) 総合型地域スポーツクラブ組織運営強化事業 （登録クラブに限る。） (2) 総合型地域スポーツクラブ登録・認証支援事業 （全国協議会登録基準7項目全てを満たすクラブに限る。）	補助対象経費（1万円限度） 補助対象経費（5万円限度）

第6 補助金交付決定基準

補助金の交付決定における採択基準については、別に定める。

スポーツ振興事業補助金交付事務処理の手順



令和6年度長野県スポーツ少年団競技別交流大会開催要項

1 目的

団員に競技試合を主とした交流の機会を提供し、技術や連帯意識の向上並びにスポーツ少年団活動の活性化を図ることを目的とする。

2 主催

公益財団法人長野県スポーツ協会 長野県スポーツ少年団

3 共催

公益財団法人信毎文化事業財団

4 主管

開催市町村スポーツ少年団、地区連絡協議会、長野県スポーツ少年団競技活動部会

5 後援

長野県、長野県教育委員会、開催市町村教育委員会、開催市町村体育（スポーツ）協会、県競技団体

6 期日

令和6年	6月30日（日）	空手道
令和6年	7月6日（土）	軟式野球
令和6年	7月15日（祝月）	ミニバスケットボール
令和6年	8月4日（日）	卓球
令和6年	8月17日（土）	硬式野球（小学生）
令和6年	8月25日（日）	柔道
令和6年	9月1日（日）	バレーボール
令和6年	9月16日（祝月）	サッカー
令和6年	9月21日（土）	硬式野球（中学生）
令和6年	9月29日（日）	ラグビー
令和6年	11月9日（土）	バドミントン
令和6年	11月16日（土）	剣道・なぎなた
令和7年	2月16日（日）	少林寺拳法

7 競技種目及び会場

空手道	安曇野市	ANCアリーナ	安曇野市スポーツ少年団	0263-88-3516
軟式野球	須坂市	市野球場他	須坂市スポーツ少年団	026-248-0892
ミニバス	長野市	長野運動公園他	長野市スポーツ少年団	026-224-5088
卓球	佐久穂町	しらかば社会体育館	佐久穂町スポーツ少年団	0267-86-2041
硬式野球 （小学生）	飯田市	飯田運動公園多目的グラウンド	飯田市スポーツ少年団	0265-23-5587
柔道	小諸市	市武道館	小諸市スポーツ少年団	0267-26-0286
バレーボール	佐久市	市総合体育館他	佐久市スポーツ少年団	0267-88-6123
サッカー	中野市	市多目的サッカー場他	中野市スポーツ少年団	0269-26-3572
硬式野球 （中学生）	岡谷市	しんきん諏訪湖スタジアム	岡谷市スポーツ少年団	0266-22-8850
ラグビー	安曇野市	市営牧運動場	安曇野市スポーツ少年団	0263-88-3516
バドミントン	富士見町	町民センター体育室他	富士見町スポーツ少年団	0266-62-2400
剣道・なぎなた	岡谷市	市総合体育館	岡谷市スポーツ少年団	0266-22-8850
少林寺拳法	松本市	市総合体育館 （エア・ウォーターアリーナ松本）	松本市スポーツ少年団	0263-32-7056

8 競技方法

別紙「競技別要項」等による。また、各競技の組合せは主催者又は開催市町村において行う。

9 参加資格

- (1) 団員：令和6年度スポーツ少年団登録団員
指導者：①令和6年度スポーツ少年団登録指導者
②登録役員・スタッフのうち年度内にスタートコーチ（ジュニア・ユース）養成講習会を受講予定の者
③スポーツコーチングリーダーへの移行申請手続きを大会申込時までに終えた者
- (2) 参加団は同一単位団とする。ただし、団員数不足等により、単独でのチーム編成ができない場合には「長野県スポーツ少年団競技別交流大会 合同チーム編成規程」に準じ、合同チームの参加を認める。
- (3) スポーツ安全保険に加入している者

10 参加申込み

- (1) 所定の申込書により、各市町村スポーツ少年団で取りまとめのうえ、別に指定する申込書提出期限までに様式1を添付し県スポーツ少年団あてに申し込むこと。
※各単位団は、必ず所属市町村スポーツ少年団に申込締切日及び申込書の送付方法等を確認し、所属市町村スポーツ少年団あてに申し込むこと。

【留意事項】

- ① 所定の参加申込書以外での申込みは受け付けません。
 - ② 参加申込書様式は長野県スポーツ協会ホームページからダウンロードできます。（長野県スポーツ協会HOME>様式ダウンロード>スポーツ少年団『スポーツ少年団関係事業に関する様式等』 http://www.nagano-sports.or.jp/boy_s/format.html）
- (2) 参加費
団員1名につき300円
各市町村スポーツ少年団で取りまとめ、別途指定する振込先口座へ振り込むこと。
なお、天候による中止や当日不参加等、いかなる場合でも参加費は返還しません。
 - (3) 参加申込締切日
所属市町村スポーツ少年団にお問い合わせください。※市町村スポーツ少年団によって異なります。

11 その他

- (1) 参加団は、団旗を必ず持参すること。
- (2) 参加団は、応急手当の準備をしてくること。
- (3) 参加団員・指導者は、各自昼食を用意すること。
- (4) 参加団員は、必ず大会前までに所属学校あてに大会参加の旨を知らせること。
- (5) 参加団は、閉会式終了まで全員参加すること。
- (6) 参加団員は、着用ユニフォームに団員章を貼付すること。
※ただし、ミニバスケットボール、サッカー、バドミントン、柔道、空手道、卓球、ラグビー競技に参加する団員はこの限りではない。
- (7) 組合せ・会場案内等の詳細については、主管市町村スポーツ少年団から、概ね1～2週間前までに参加チームの代表者あてに連絡されます。※電子メール又は郵送等
- (8) 参加の申込みにあたっては、団員の健康管理に十分留意してください。また、屋外競技にあつては、競技中の天候に十分配慮し、落雷等のおそれがある場合は、事故防止の徹底の観点から主催者の判断により競技を中止（中断）することもありますので、ご了承ください。
- (9) 競技中の事故、病気、怪我等については、応急処置のみとします。
- (10) 今年度のスタートコーチ（ジュニア・ユース）養成講習会の実施予定は次のとおりです。

北信会場	： 11月 9日（土）	長野県スポーツ会館
中信会場	： 11月16日（土）	松本市勤労者福祉センター
南信会場	： 12月21日（土）	諏訪市文化センター
東信会場	： 1月18日（土）	千曲市総合文化センター
- (11) 本件に係る問合せ先：（公財）長野県スポーツ協会長野県スポーツ少年団 TEL026-235-3483

長野県スポーツ少年団本部長 あて

() スポーツ少年団本部長

令和6年度長野県スポーツ少年団競技別交流大会の申込みについて

このことについて、開催要項等に基づき下記のとおり申込みます。

記

区分	競技名	申込チーム数		参加団員	備考
			合計		
第Ⅰ期	1. 空手道		チーム		人
	小計		チーム		人
第Ⅱ期	2. 軟式野球		チーム		人
	小計		チーム		人
第Ⅲ期	3. ミニバスケットボール		チーム		人
	小計		チーム		人
第Ⅳ期	4. 卓球		チーム		人
	小計		チーム		人
第Ⅴ期	5. 硬式野球 (小学生)		チーム		人
	6. 柔道		チーム		人
	小計		チーム		人
第Ⅵ期	7. バレーボール		チーム		人
	8. サッカー		チーム		人
	小計		チーム		人
第Ⅶ期	9. 硬式野球 (中学生)		チーム		人
	10. ラグビー		チーム		人
	小計		チーム		人
第Ⅷ期	11. バドミントン		チーム		人
	12. 剣道・なぎなた		チーム		人
	小計		チーム		人
第Ⅸ期	13. 少林寺拳法		チーム		人
	小計		チーム		人
参加料振込日				月	日
参加料金額					円
		(300 円×			人)

※【市町村事務局チェック欄】

開催要項9の参加資格者であることを確認しました。

参加及び開催地区持回り順番表

1 全国スポーツ少年団競技別交流大会(参加地区持回り順)

剣道	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
参加地区	中	北	南	東	中	北	南	東	中	北	南	東	北	中	東	南	北	中	東	南	北	中	東

※R1・2・3年度は新型コロナの影響により中止

R7から競技別交流大会と同じ持回り順とする。

2 全国スポーツ少年団軟式野球交流大会県大会(開催地区持回り順)

軟式野球	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
開催地区	東	北	中	南	東	北	中	南	東	北	中	南	東	北	中	南	東	北	中	南	東	北	中

※R2年度は新型コロナの影響により中止

3 全国スポーツ少年団バレーボール交流大会県大会(開催地区持回り順)

バレーボール	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
開催地区	中信	南信	北信	東信	中信	南信	北信	東信	中信	南信	北信	東信

※R2年度は新型コロナの影響により中止

4 北信越ブロックスポーツ少年団競技別交流大会(参加地区持回り順)

年度	開催県	剣道	ソフトテニス	卓球	バドミントン	柔道	バレーボール	サッカー	ソフトボール	ミニバスケット	軟式野球	空手道
1	富山県			中信			代表T	東信		南信		
2	石川県 ※中止				北信		代表T			中信		
3	福井県 ※3競技中止			北信	北信		代表T			北信		
4	長野県			中信	北信		代表T			東信		
5	新潟県			東信	南信		代表T	南信 (飯田市)				
6	富山県			南信	中信		代表T					
7	石川県			北信	東信		代表T					
8	福井県						代表T					
9	長野県						代表T					
10	新潟県						代表T					

※ 19年度からのバレーボールは男子競技で、地区ブロック大会及び県大会を勝ち抜いた県代表チームが出場。

※ 長野県開催時は、開催地から1チーム出場

※ サッカーが該当する場合は、前年度県競技別交流大会開催地の少年団が参加する。

5 県競技別交流大会(開催地区持回り順)

年度	サッカー	ミニ バスケット	軟式野球	硬式野球	剣道 ・なぎなた	バドミントン	卓球	バレー ボール	柔道	ラグビー	空手道	少林寺拳法
23	北信 千曲市	南信 伊那市	中信 松本市	北信 須坂市	東信 上田市	北信 小布施町	北信 高山村	北信 飯綱町	北信 中野市	北信 長野市	北信 信濃町	
24	東信 上田市	中信 松本市	北信 飯綱町	中信 大田市	南信 茅野市	南信 松川町	東信 上田市	東信 東御市	東信 小諸市	東信 上田市	東信 佐久市	
25	南信 茅野市	北信 長野市	東信 上田市	中信 塩尻市	中信 塩尻市	中信 安曇野市	南信 高森町	南信 富士見町	南信 飯田市	南信 飯田市	南信 駒ヶ根市	
26	中信 松本市	東信 佐久市	南信 伊那市	東信 上田市	北信 長野市	北信 高山村	中信 塩尻市	中信 塩尻市	中信 安曇野市	中信 安曇野市	中信 松本市	
27	北信 須坂市	南信 駒ヶ根市	中信 安曇野市	南信 飯田市	東信 上田市	南信 駒ヶ根市	北信 長野市	北信 千曲市	北信 飯山市	北信 長野市	北信 中野市	
28	東信 佐久市	中信 松本市	北信 千曲市	北信 中野市	南信 駒ヶ根市	中信 安曇野市	東信 小諸市	東信 東御市	東信 佐久市	東信 上田市	東信 小諸市	
29	南信 諏訪市	北信 長野市	東信 小諸市	中信 塩尻市	中信 大田市	北信 千曲市	南信 高森町	南信 富士見町	南信 駒ヶ根市	南信 高森町	南信 諏訪市	
30	中信:安曇野市 (会場:大田市)	東信 佐久市	南信 岡谷市	中信 安曇野市	北信 中野市	南信 高森町	中信 松本市	中信 松本市	中信 安曇野市	中信 安曇野市	中信 松本市	
1	北信 中野市	南信 伊那市	中信 松本市	東信 上田市	東信 上田市	中信 松本市	北信 高山村	北信 須坂市	北信:中野市 (会場:飯山市)	北信 長野市	北信 長野市	南信 駒ヶ根市
2	東信 佐久市	中信 松本市	北信 長野市	南信 飯田市	南信 岡谷市	北信 小布施町	東信 佐久穂町	東信 佐久市	東信 佐久市	東信 上田市	南信 駒ヶ根市	中信 松本市
3	北信 小布施町	北信 長野市	東信 佐久市	北信 高山村	中信 安曇野市	南信 飯田市	南信 高森町	南信 富士見町	南信 飯田市	南信 高森町	中信 ※中止	北信 長野市
4	南信 飯田市	東信 佐久市	南信 伊那市	中信 安曇野市 塩尻市	北信 飯山市	中信 安曇野市	中信 安曇野市	中信 松本市	中信 安曇野市	中信 安曇野市	北信 中野市	東信 佐久市
5	中信 塩尻市	南信 伊那市	—	東信 上田市	東信 東御市	北信 高山村	北信 長野市	北信 飯山市	北信 中野市	北信 長野市	南信 駒ヶ根市	南信 諏訪市
6	■ 北信	■ 北信	■ 北信	▲ 南信	▲ 南信	▲ 南信	※ 東信	※ 東信	※ 東信	● 中信	● 中信	● 中信
7	● 中信	● 中信	● 中信	■ 北信	■ 北信	■ 北信	▲ 南信	▲ 南信	▲ 南信	※ 東信	※ 東信	※ 東信
8	※ 東信	※ 東信	※ 東信	● 中信	● 中信	● 中信	■ 北信	■ 北信	■ 北信	▲ 南信	▲ 南信	▲ 南信
9	▲ 南信	▲ 南信	▲ 南信	※ 東信	※ 東信	※ 東信	● 中信	● 中信	● 中信	■ 北信	■ 北信	■ 北信
10	■ 北信	■ 北信	■ 北信	▲ 南信	▲ 南信	▲ 南信	※ 東信	※ 東信	※ 東信	● 中信	● 中信	● 中信
11	● 中信	● 中信	● 中信	■ 北信	■ 北信	■ 北信	▲ 南信	▲ 南信	▲ 南信	※ 東信	※ 東信	※ 東信
12	※ 東信	※ 東信	※ 東信	● 中信	● 中信	● 中信	■ 北信	■ 北信	■ 北信	▲ 南信	▲ 南信	▲ 南信
13	▲ 南信	▲ 南信	▲ 南信	※ 東信	※ 東信	※ 東信	● 中信	● 中信	● 中信	■ 北信	■ 北信	■ 北信
14	■ 北信	■ 北信	■ 北信	▲ 南信	▲ 南信	▲ 南信	※ 東信	※ 東信	※ 東信	● 中信	● 中信	● 中信
15	● 中信	● 中信	● 中信	■ 北信	■ 北信	■ 北信	▲ 南信	▲ 南信	▲ 南信	※ 東信	※ 東信	※ 東信
16	※ 東信	※ 東信	※ 東信	● 中信	● 中信	● 中信	■ 北信	■ 北信	■ 北信	▲ 南信	▲ 南信	▲ 南信